

「徳川時代の人口趨勢とその規制要因」と題する本稿は、人口趨勢と経済発展に関する統計的実証研究の一部をなすものである。歴史家ならぬわれわれがあえて徳川時代の人口趨勢という馴染のうすい問題に取り組んでみたことについては、次のような問題意識があったのである。明治以降の近代的経済成長の研究が進展するにつれて、わが国はその近代的経済成長の初期的的局面において過去からの遺産に負うところがきわめて大きかったと考えざるをえないことが次第に明らかとなってきた。それでは一体、わが国は明治初年にいかなる内外諸般の初期条件をもっていたのだろうか、またそれらの初期条件は近代的経済成長の過程にどのような影響をおよぼしたのだろうか。この問題を組織的に検討するためには、どうしても徳川時代における経済・社会の動向と明治時代におけるそれとを連続した一連の運動としてとらえ、徳川時代の中から何が明治以降に引継がれて行ったのかを明らかにするという方法によらざるをえない。そのひとつの試みとして、徳川時代の人口趨勢を検討し、それがどのように明治以降の近代的人口成長に連続して行くのかを明らかにしたかったのである。したがって、本稿は本稿の続篇たる明治年間における人口趨勢の分析と合わせてはじめて完結をみるべきものであるが、後者については別の機会に譲って、今回は徳川時代に関する分析に集中することとした。

I. 徳川時代の人口調査

1. 人別改

わが国の全国人口調査の歴史をふりがえてみると、その進歩発展には大別して3つの段階が認められる。第1段階は1721年(享保6年)に始まる幕府の人口調査であり、その第2は1872年(明治5年)に発足した本籍人口統計であり、第3は1920年(大正9年)の国勢調査以降の近代人口統計調査である。そのうち、幕府の人口調査と明治・大正期の本籍人口統計は後年における近代人口センサスとは違って、ともに帳簿上の登録人口をそのままに集計したものである。そうして、明治・大正期の人口調査が戸籍制度に依存しているとまったく同様

に、徳川期の人口調査もまた当時の宗門人別改という独特な制度にその基礎をおいている。先学の優れた研究¹⁾に依拠しつつ、宗門人別改の概略を以下に述べよう。

豊臣秀吉は1591年(天正19年)に「人掃令」を発して全国の戸口調査を計画した。これは、これとほぼ同時に行なわれた刀狩・大閤検地とともに、封建的身分制度ならびに貢納制の確立を眼目とするものであった。この全国戸口調査の計画は挫折したが、それでも後に大名達の領内戸口調査の促進剤にはなったようである。こうした気運は徳川時代に入ってから次第に盛になって、古い藩では早くから領内の人別改が行なわれ、その記録の現存しているものも少なからずある。しかし、初期の人別改は地方的な概して臨時的な調査の域を脱するものではなく、それ自身のうちに全国調査の施行にまで成長して行く萌芽はなかった。だが、この間にやがては全国一律の定期的人別改を強制せずにはすまなかった新たらしい事態が、思いもよらぬ方角から急速に接近しつつあった。幕府のキリスト教禁圧政策がこれである。

2. 宗門改

宗門改は幕府がキリスト教を徹底的に禁絶するために採った世界にも類のない信仰調査制度である。宗門改は年々一定の時期に寺院もしくは名主・庄屋の役宅に住民を召集し、係役人列座のもとに1人1人にキリシタンその他の邪宗門の信徒ではなく、何宗某寺の旦那である旨を申し立てさせ、かつそれぞれの宗派寺院の住職をしてこれを証明せしめるという調査方式を採ったから、宗門改はまた同時に人別改としても十分に機能しえたわけである。しかも、その調査の結果は村毎に1冊の「宗門改帳」として支配役所を経て最終的には幕府の寺社奉行のもとに提出させる定となっていた。したがって、幕府さえその気になれば、この連記式の調査簿から全国人口を集計することも可能であったといえよう。

もっとも、この宗門改も初から全国に一律実施されて

1) 関山直太郎『近世日本の人口構造』1958年、高橋梵仙『日本人口史』第1、1941年、(高橋氏には同名の著書が3冊あるので、以下高橋Ⅰ、高橋Ⅱ、高橋Ⅲとして引用を示すことにする)。

いたわけではなく、それが全国的制度として確立されたのは1671年(寛文11年)以後のことである。幕府は1664年(寛文4年)11月に宗門改の専任職を設け、組織の拡充をはかり、その翌年には法度書を全国に発し、続いて1671年2月には勘定奉行から宗門改の方式を訓令し、さらに同年6月には宗門改のためとくに人別改を行なうべきことを令した。

「其方代官所耶蘇宗門改之儀、被入念御由に候得共、弥無油断被申付候。向後者百姓一軒づつ人別帳に記之、一村切に男女の人数寄を致たし、又一郡切に成とも都合をしめ、自今已後無懈怠被申付、帳を作り手前に被差置……御代官所之男女他所へ縁付、並奉公に遣之勿論、仮令死去減候分、他所より来候者有之而増之分、差引無相違、男女も年齢をも銘々書印候様尤候。宗門改計不限、諸事被為吟味、可然事候間、可被得其意候。」ここに至って、宗門改は実質上人別改を含むところの宗門人別改へと発展し、宗門改帳もまた「宗門人別改帳」となることになった。そうして、宗門人別改は毎年1月ないし3月の間に施行され、幕府領・大名領・旗本領・社寺領はもちろんのこと、さらに皇室領や公卿領にまで及び、その調査対象も村方・町方はいうまでもなく皇族・公卿・大名や幕府役人をも含む武士・神官・僧侶にまで拡大された。長崎では外来の帰化人はもちろん随時渡来してきた中国人やオランダ人に対しても施行されたというから、その徹底ぶりはまったく驚くばかりである。宗門人別改を人口調査としてみる立場からここで注目すべきは、宗門改は人別改よりも各藩各地方の仕法に共通点が多かった、換言すれば調査の方式や実査がよりよく標準化されていたと考えられることである。

3. 宗門人別改制の変貌

寛文年間に宗門改を眼目とし、人別改を手段として確立をみた宗門人別改制度も才月の経過とともに次第に今日の戸籍制度類似のものへと変質して行った。

宗門人別改がこうした目的に役立ったのは、宗門人別改帳が正副2本作られ、正本は支配役所に差出され、他の1本は控本として村々の名主・庄屋の宅に留められ、次の1年間の原簿となり、隠居・相続・出生・死亡・婚姻・入離籍・入出村その他一切の一身上の異動がもれなく朱書・付箋の方法で記録され、翌年の宗門人別改帳作成の台本として整備されたので、宗門人別改帳はいわば今日における住民登録の基本公簿たる性質を具備するに至ったからである。

かようにして宗門人別改帳は徳川時代における戸籍簿の役割を果してきたのであるが、明治維新になっても新

政府は暫くは旧来の宗門人別改をそのまま踏襲した。その永い歴史を最終的にとじたのは、1871年(明治4年)4月に新戸籍法が公布され、同年10月に「先般戸籍法改正ニ付従前ノ宗門人別帳被廢候条、自今不及差出事」と達せられてである。こうした制度の系譜は同時にまたその制度に依拠した人口調査の系譜でもあるわけで、そこに基本的な統計系列の連続性をみとめてよいのではあるまいかと思うのである。

4. 宗門人別改の実査法

宗門人別改帳が今日の戸籍簿に当るものであるとすれば、これを整理し、集計することによって人口静態統計ならびに人口動態統計を編成することは可能なはずである。後にもみるように、前者は多くの欠陥はあるものの一応1721年以降全国的規模で編成されたし、後者もまた「出入差引増減帳」とか「人数差引帳」などによられた帳簿に作成されていたようだし、現に盛岡藩や対馬藩の記録は今日に伝えられている。

制度や規則を定めるといっても、幕府は原則的な大綱を示すに止まって、その細目やその運用は各藩の自由裁量とし、その地方地方の慣例にまかせることの多かった徳川時代のことであるから、その人口調査も内容において不統一であり、不正確であったであろうことは推察にかたくない。戸籍制度の一層の整備をみた明治・大正期の本籍人口統計にしたところで多くの不備はまぬかれえなかったのであるから、当時の識者の間で宗門人別改帳の信頼度に関して「御城下ノ町人ハ町々ニ人別帳アレドモ、店ヲ逐立又自分ヨリ店替スルコト自由也」とか、「家内人数は家々の書出しのままを用ひ細密の調べは無之」とか、さらには「坊長、里長は何の糺しもなく、其の儘戸籍を編て官に献するは、総計にて万人ある中にて二千三千は必重複せる虚数なるべし」などという痛烈な批判があったとしても決して不思議ではない。だが、こうした批判はいづれも江戸・大阪などの市街地における調査に向けられたものであって、地方や農村での調査は比較的正確であったと考えられている。二本松藩の「人面改之覚」は14ヵ条の人別改の心得を記したものであるが、その大要はおおよそ以下のようで、これによっても宗門人別改が決して漫然と行なわれたものではないことが明らかであろう

- (1) 人別改の廻村は種蒔終了頃から始める。
- (2) 改の際已むをえない理由で不在の者は、帳面に付札をしておき、帰り次第呼び出して、面見する。
- (3) 面見に当っては、代官は人別帳を前にして控え、人別帳の順に1家族づつ白洲へ呼び出し、名主が1

々名を讀上げ、手代が控帳と照合する。

- (4) 病人改はとくに隣村の名主にさせる。村々であらかじめ病人帳を仕立て、村役人が捺印の上係役人に提出しておき、その村の目付同伴の上で隣村名主の改め検印をうける。
- (5) 面見が終ると、各家主を集めて誓書や条目を讀みきかせる。
- (6) 改の際たまたま病気で面見ができない者、日備取などの関係で予め断りの上欠席した者は、夏毛検見の節役人巡回の途筋へ出て、面見して貰う。但し老人や長病人の場合は(4)による。
- (7) 子年と午年の人別改の結果は幕府に提出しなければならないから、各村の改帳と惣寄帳を指出させる定である。但しこの場合は「人別外之者迄書出候事」となっているので、普段の人別改より人数がふえるのが普通である。
- (8) 病人や極老人で参集できない者は、手代がその家宅へ赴いて面見する。手代だけで間に合わないときは、(4)によって隣村の名主に改めさせる。

以上は二本松藩の例であるが、各藩の仕法もおよそこれと類似していたことであろう。そこで、問題はこうした所定の手続きに従って宗門人別改がいかに厳格に行なわれたかにあるわけだが、この点を今から究明すべき術はない。永年にわたって年々才々繰返されたことであるから、次第にゆるんできたとも考えられるし、逆に次第に徹底してきたとも考えられる。

同じく帳簿人口の調査として発足した明治・大正期の本籍人口統計や現住人口統計が才月の経過にともなって戸籍届出の粗漏や遅延から少なからざる歪をもつに至ったことは周知のところであるが、ことは宗門人別改の場合にも同様だったに違いない。しかし、諸般の事情からみて、届出の粗漏や遅延は後年の明治期におけるよりもむしろ徳川期における方がかえって少なかったのではあるまいか。第1に徳川期の村はおおむね明治以降の大字にしか当らぬ小地域をもって構成されていたから、村役人達の眼は村民の個人的事情によりよく通じていたはずである。第2に戸籍上の異動は明治に入って一層激しくなったので、届出の粗漏や遅延のおこる頻度もそれに応じてますます増大したと推察される。第3に明治期の役所はまったく受身の姿勢で、住民の届出を受理するだけにとどまったのに対して、徳川期の役人は毎年定期に村々を巡回して、帳簿と住民とをつきあわせていたのである。これらの事情は明治以降にくらべての徳川時代における民度の一層の低さを補ってなお余りがあり、人口統

計編成の素材としての宗門人別改帳の価値を制度としては一段と進歩した明治戸籍のそれにくらべて優劣のない水準に維持していたのではあるまいか。しかし、このことは徳川時代の人口統計が明治以降の人口統計とほぼ同等の水準にあったということを決して意味するものではない。そこには帳簿人口統計を編成するという帳簿それ自体の整備とはまったく別個の問題があるからである。

5. 全国人口調査の創始

徳川時代の全国人口調査は8代將軍吉宗(1684~1751年)によって享保改革の大業の1環として1721年(享保6年)に始めて実施された。その根拠法令は同年6月21日付の「諸国領地田畑町歩並人数書出旨書付」として布達された。

「諸国領地の村々田畑之町歩、郡切に書記並百姓町人社人男女僧尼等、其外之者に至る迄、人数都合領分限に書付、可被差出候。奉公人並又者は不及書出候。惣而拝領高之外新田等高は不及記、町歩計可被書出候。但無高にて反別計之新田も可為同前候。右書付に付難心得事候は、御勘定所え可被聞合候。書付は下之御勘定所に可被差出候。右之趣万石以上並老中若年寄中支配江可被相触候。以上。」

ここで注目すべきは、この調査が大閤の計画が挫折して以来かつて1度も試みられたことのなかった全国の土地および人口の同時調査であることである。まさに字義通りの国勢調査がここに実現したわけである。われわれはここにも吉宗の享保改革へのなみなみならぬ意気込みと周到の用意とをみることができよう。それだけに、この「土地・人口調査令」は諸藩に大きなショックを与えたようである。諸藩の危惧の念を鎮め、その疑義を一掃するために、幕府は前令を追って同月29日付で再度調査の具体的要求を説明した「覚」を達した。

「一、諸国領知之村々田畑之町歩、並人数等可書出旨先達而相触候。尤高之儀は拝領高・新田共に書載被申に不及候。右は何れも町歩此度被改候儀に而は曾而無之候。只今迄其所々に相知れ有之候帳面之町歩可被書出候。

一、百姓・町人・社人・男女僧尼等其外之者共迄、惣人数書出候に付、是又此度被改候には不及候。其所々に相知れ有之候帳面之人数可被書出候。尤二重に不成又不洩様に可被相心得候。

一、人数之儀去年分成共当年分成共、委く相知れ候人数高認め可被差出候。左候は、何之年之人数高に候と之儀可被書載候。且又何歳以上認めと申訳書加へ可

被差出候。但奉公人並又者書出に不及候旨相違候は、勿論武家方計之儀に候。

右之外にも若難心得儀も候は、尚又御勘定所江可被聞合候。以上。」

ここにおいて「諸国領地田畑町歩並人数書出」も決してまったく新規に田畑ならびに人口の大規模調査を実施することを要求しているのではなく、「只今迄其所々に相知れ有之候帳面之町歩、並人数可被書出候」であることが判明したわけであるが、それにしてもこれが依然として享保改革の先陣を承るにふさわしい大事業であることには少しの変わりもなかった。

この調査結果は専ら幕閣内部にとめおかれて、公表をみることはなかったし、またこれから幕閣がいかような情勢分析をひき出したのかもまったく不明である。しかし、幕閣が調査の結果に満足し、成功と認めたことだけはたしかである。1726年(享保11年)2月29日付の「人別改之儀に付御触書」を発して、同年から始めて、毎6年の子年と午年に定期的に全国人口調査を行なうべき旨を令しているからである。

「一、去る丑年被差出候諸国領知之百姓・町人・社人・男女僧尼等、其外之者共迄不殘、今年相改、惣人数郡切に書記、領分限に可被差出候。此度は田畑町歩被書出候に不及、人数計書付、当四月より霜目迄之内、勝手次第可被書出候。尤何月改何歳以上認候と、申訳書加可被申候。且又武家方奉公人並又ものは書出に不及候事。

一、向後は相触候に不及、子年と午年に今年之通、可被心得候事。

右之趣万石以上並老中若年寄支配江可被相触候。若難心得儀も候は、猶又御勘定所江可承合候。自今至其年候は、右之通書出候様に可被相違候。勿論子年午年と之有は従今年七年目七年目之事に候。御料之分は従御代官御勘定所江、私領之分は頭支配江書付出候様可被相違候。以上。」

これによれば、前回の1721年調査が「其所々に相知れ有之候人数可被書出候」といかにも改革を目前にしての緊急調査の観があったのに対して、今回の調査令は明らかに「今年相改」と1726年の人口を調査すべきことを令している。これが前回調査との相異の第1である。第2の相異点は、「此度は田畑町歩被書出候に不及」として土地調査を廃止したことである。これはすでに改革が軌道に乗り、同年には旧来の古法に替るべき新しい「検地条目」(享保の新法)の制定をみるに至り、新法に

よる検地丈量の結果が別途報告されることとなったからではあるまいか。そうして、かように改革立案のための資料提供という緊急の要請がなくなったことが、将来の用に備えて「向後は相触候に不及、子年と午年に今年通、可被心得事」という定期的調査への途をひらいたと解したいと思う。

この御触書からは、「諸国領知之百姓・町人・社人・男女僧尼等、其外之者迄不殘」調査するが、「武家方奉公人並又ものは書出に不及」ということ以外には調査の具体的内容についての明確な説明には接しえない。この点はむしろ大目付と勘定奉行が老中に提出した調査結果の報告書の前文に詳しい。

「一、諸国人数之儀、御料は御代官、私領は領主より去る子年之通、当午年改、春中より11月迄書付差出相揃、同12月集之、1冊に成候事。

一、男女人数15歳迄之内、領主にて相改候格例を以、改出候に付、年齢不同も有之候事。

一、御朱印地、除地之寺社領人数も、諸国人数内に籠り候事。

一、江戸、駿府、京、大阪、奈良、堺、伏見、大津、長崎等之町家、地子免許之場所、並諸国城下町、地子免許之地之人数も勿論総人数に不漏候事。」(後略)

以上が幕府の公式文書から知りうるすべてであるが、この前文によれば、子午の定期人口調査の施行地域として幕府の指定した「諸国」はまさに文字通り日本68ヶ国の全域を指すものであって、68ヶ国の内には1つの除外地域もなかったことが明らかである。また、調査結果を編成した国別人口表から逆にたどってみれば、調査地域は北海道(調査したのは内地人だけ)を含み、琉球を除いている。しかし、伊豆七島や当時小琉球ともよばれた道之島の取扱い方は判然としない。除外されたとみるべきであろう。

身分関係による調査対象の制限は一層曖昧である。御触書によっても武士(浪人を含む)およびその家従の除外は明らかだが、朝臣・公卿家臣については全然規定がないし、郷土や苗字帯刀の者の取扱い方についても明文がない。また、エタ・非人等の当時の賤民層が原則として調査対象に入っていたのか否かについては、研究者の間で見解が岐れていて、いまだに定説をえていない。本庄氏²⁾と高橋氏³⁾は除外説をとっておられるし、関山氏⁴⁾

2) 本庄栄治郎『日本人口史』1941年、p. 25.

3) 高橋 I, p. 97.

4) 関山、前掲書、pp. 90~91.

はこれに反対して算入説を主張しておられる。除外説は、御触書が調査対象を「百姓・町人・社人・男女僧尼」と列挙しながら、賤民層をその中に入れていないこと、宗門人別改帳の中で賤民層を別扱いにしていることの2点をその根拠にしている。これに対して、算入説は御触書にいうところの「其外之者迄不残」の「其外之者」とは結局呼称は何とあれ、まさに問題の賤民層に外ならないではないかと主張している。

当時における身分関係の序列からしても、朝臣・公卿家臣は当然武士およびその家従と同等の扱いになっていたであろう。郷士・苗字帯刀の者については、諸藩それぞれに個有の歴史的事情もあることだから、幕府もこれを尊重して各藩の自由裁量にまかせていたのではあるまいか。身分関係のやかましい社会だけに、幕府もあえて諸藩の慣例に干渉しようとは考えなかったであろう。賤民層についても、幕府の意図はどうであれ、実質的には各藩それぞれの事情や方針によってまちまちの取扱い方になっていたとみるのがもっとも真相に近いように思われる。その他に宗門人別改帳にのらない「帳外れ」の無籍者が少なからずあったわけだが、幕府が「其外之者」の中にこの無籍者まで含まして、その調査を命令したとは考えられないし、また尋常の手段をもってしては無籍者をとらえることも出来なかったはずだから、その大部分は事実上調査の対象とはならなかったであろう。

幕府の人口調査に関してもっとも惜まれる処置は、「男女人数 15 歳迄之内」は「領主にて相改候格例」に準拠して採否勝手としたことである。そのため調査された人口は、例えば後掲の第2表にみるように年令に関して各藩まちまちのものとなり、統計としての価値が著しく損ぜられている。しかし、祖法に従うを旨とした社会のことだから、「相改候格例」をことさらに変更するようなことはきわめて稀であったろうし、したがってまた統計の連続性もよく維持されていたと考えられる。もっとも、御国替などの場合に果してどうか、若干の不安がないでもない。

II. 徳川時代の人口趨勢

1. 全国人口の成長と停滞

第1表は幕府の全国人口調査の結果を示したものである。1726年に始めて最後の該当年たる1864年(元治1年)まで洩れなく子午の調査が完全に実施されたとすれば、1721年の土地・人口調査を加えて、調査は全部で25回実施されたことになるわけだ。そのうち現在までにどうにか調査結果のわかっているのが第1表の18回

第1表 全国人口, 1721~1846年

	人口 (1000人)			指数	年増減率 (%)	男100に対する女の割合
	男	女	計			
1721年(享保6)			26 065	100.0		
1726年(# 11)			26 549	101.9	3.7	
1732年(# 17)	14 407	12 515	26 922	103.3	2.3	86.9
1744年(延享1)			26 153	100.3	-2.4	
1750年(寛延3)	13 819	12 099	25 918	99.4	-1.5	87.6
1756年(宝暦6)	13 833	12 229	26 071	100.1	0.9	88.4
1762年(# 12)	13 785	12 136	25 921	99.5	-0.9	88.0
1768年(明和5)			26 252	100.7	2.1	
1774年(安永3)			25 990	99.7	-1.7	
1780年(# 9)			26 011	99.8	0.1	
1786年(天明6)	13 231	11 856	25 086	96.2	-5.9	89.6
1792年(寛政4)			24 891	95.5	-1.3	
1798年(# 10)	13 361	12 111	25 471	97.7	3.9	90.6
1804年(文化1)	13 427	12 195	25 622	98.3	1.0	90.8
1822年(文政5)	13 894	12 708	26 602	102.1	2.1	91.4
1828年(# 11)	14 161	13 040	27 201	104.4	3.8	92.1
1834年(天保5)	14 053	13 010	27 064	103.8	-0.8	92.6
1846年(弘化3)	13 854	13 054	26 908	103.2	-0.5	94.2

資料: 関山直太郎『近世日本の人口構造』p.123, p.267.

分である。⁵⁾

徳川時代の人口統計には主として年令関係・身分関係による除外人口があった。その除外人口の大きさについては、小宮山氏の262万、ドロップス氏の372万、本庄氏の200~300万、関山氏の450~500万などの推算⁶⁾が行なわれているが、いずれもまだ結論的というにはほど遠いものようである。また、除外人口は全期間にわたって概して固定的な数であったと信ぜられているが⁷⁾、もとよりこれを検証すべき術はない。

こうした統計の欠陥を慎重に考慮しつつ、以下に第1表によって全国人口の趨勢を観察しよう。まづ第1に指摘すべきは、全国人口が18世紀の20年代から19世紀の前半にかけてほとんど静止状態ともいべき停滞の相をみせていたことである。いわゆる封建社会の停滞性なるものはここにいかんなく表現しつくされているといってもあえて過言ではあるまい。

しかし、その全体としての停滞のなかにも、顕著とはいえないまでもなお注目し得る増加・減少の反覆交替の現象を認めることができる。享保年間を通して年当たり0.3%ほどの割合で漸増してきた全国の人口は、次の10年余の間に元の規模まで減少する。その後は1780年(安永9年)まで一進一退して、ほとんど変化の跡がみられない。1786年(天明6年)には100万に近い減少があっ

5) その考証の詳細については、関山、前掲書、第2章第4節を参照。

6) 関山、前掲書、第2章第5節を参照。

7) 関山、前掲書、p.122.

て、1792年(寛政4年)にはついに2,500万台を割る最低の記録を残している。19世紀に入って文化・文政の年間にはふたたび全国人口の漸増をみて、1828年(文政11年)には2,720万という最高を記録するのであるが、天保年間には3度目の人口減退をみせている。この3回の人口減退はいずれも著名な大飢饉の時期に当たっている。享保17年の西日本を中心とした蝗害による大凶作、天明および天保年間に連発した冷害による大凶作群がこれである。大飢饉による人口減退については後述するが、これによっても統計に現われた人口の増減変動の傾向はかなり信頼できるものであるといえよう。

第1表の統計は「封建社会の人口は停滞的であった」という一般の常識をたんに再確認したにすぎぬではないか、と考えられる向きもあるかもしれない。しかし、「封建社会の人口は停滞的」という通説をうのみにするだけで果してよいものだろうか。この点をさらに時期別、地域別に検討するのが本稿の1つの狙いでもある。

吉田氏は天正年間(1573~92年)の全国人口を当時の石高1,800万石より推し、1,800万人位だったろうとの説を立てておられる⁸⁾。当たらずとも遠からずの概算といえよう。これを享保年間の2,600万とくらべてみると、享保期における人口の調査洩れをかりに400万とおさえて、150年間に1,200万(年率0.4%)の増加となり、享保以降の人口の停滞と著るしいコントラストを示している。

次の第2表は享保以前の人口増加という推定を支持する有力な証拠とみなしえよう。吉宗は1734年(享保19年)5月に10万石以上の大名の中で80年来所替のなかった10家に対して「諸国人別改高見合之為に候間、四五拾年以前之内壱々年分、七八拾年以前之内壱々年分之人別高可被差出候事。……」との覚を発した。これに対して前田家外8家から報告が出ている。この記録にさらに水戸藩以下7藩の資料を補充したのが第2表である。

二本松藩・会津藩・中村藩(いずれも今日の福島県に属する)および対島の府中藩で18世紀の初めに多少の人口減退がおきてはいるが、その他はすべて人口の増加を示している。とくに18世紀の鹿児島藩および名古屋藩、17世紀末の徳島藩および対島藩では年当り1%をこえる人口の著増が記録されているが、これらは明治中期以降の全国人口の増加率に等しい。もちろん、これらの諸例にみられる高率な人口増加は、近世としては稀有の好条件に恵まれた場合にたまたま実現された例外的事例とみなさるべきものではあるが、それにしても、近世社会

第2表 享保期以前の諸藩の人口

藩名	調査年次	調査年令	人口(人)	年増加率(%)
金 沢	1720	15才以上	551 754	3.8
	1732		576 734	
仙 台	1690	当才以上	599 241	2.5
	1702		617 323	
鹿 児 島	1732	当才以上	647 427	1.6
	1698		260 961	
岡 山	1732	2才以上	339 955	15.7
	1732		185 043	
津	1686	当才以上	207 215	5.3
	1706		223 959	
徳 島	1732	2才以上	252 061	0.3
	1665		284 126	
庄 内	1690	当才以上	287 242	10.8
	1732		470 512	
二 本 松	1694	当才以上	126 383	1.0
	1732		131 164	
盛 岡	1685	当才以上	73 351	2.1
	1702		76 130	
水 戸	1732	不明	70 614	-2.4
	1669		245 635	
会 津	1703	不明	306 142	5.8
	1732		322 109	
中 村	1697	不明	276 922	1.7
	1729		302 273	
高 知	1669	不明	142 527	6.6
	1691		163 334	
対 島	1732	不明	159 849	-0.5
	1681		87 840	
熊 本	1702	不明	89 505	0.9
	1717		86 502	
名 古 屋	1690	不明	387 933	-2.3
	1700		408 626	
名 古 屋	1732	5才以上	418 498	0.8
	1665		23 900	
名 古 屋	1690	不明	31 157	12.2
	1717		29 503	
名 古 屋	1682	不明	394 986	-1.9
	1734		531 248	
名 古 屋	1702	5才以上	626 822	6.6
	1732		821 614	

資料：金沢～盛岡藩 本庄栄治郎『日本人口史』pp.44~46。
 会津、対島藩 高橋梵仙『日本人口史之研究』第1, pp.208~211, pp.145~148。
 水戸、中村、高知藩 高橋梵仙『日本人口史之研究』第2, pp.173~174, pp.361~322, pp.229~231。
 熊本、名古屋藩 関山直太郎『近世日本の人口構造』pp.127~128。

においても条件のいかんによってはかように直に現実のものたりうるその潜在的な人口増殖力は、必ずしも近代社会のそれに劣るものではなかったのである。また、人口増加率の時代的変遷をたどりうる10藩の事例によると、いずれも例外なく人口増加率の低下傾向をみせている。僅かに10藩の人口増加率の低下傾向をもって、全国人口の場合を推定しようとするのはいかにも無謀なことだが、それにしても「その増加率は享保の人口調査以

8) 吉田東伍『維新史八講』1918年, pp.23~25.

後におけるよりも大なるが如く……時代の早き方の増加率が後時代の増加率よりも一般に大なるものあるを認むることが出来る⁹⁾とされた本庄氏の結論を拒否すべき材料は全然認められない。また、吉田氏が天正年間の全国人口を当時の石高から1,800万人と推算されておられることはすでに述べたが、第2表のデータはこうした推定の基礎がたんなる机上の計算ではなかったことを示唆している。

以上述べきたったところを要約すれば、われわれもまた関山氏とともに「徳川時代の全国人口は初期程増加率が大きであって、中期まで大体増加の傾向を示し、後半期に至って減退或いは停頓の状態を見せ、最後に幕末になってややまた回復上昇の趨勢に転じたとなすことが出来る¹⁰⁾」であろう。もちろん、これはいくつかの大胆な仮定の上になつた一応の概観でしかなく、分析の進展につれて当然修正さるべき約束のものと考えている。

第1表はまた徳川時代における人口の男女比率の変遷を示している。戦争とか大規模な移民の出入とかによる攪乱がないかぎり、男女の数はほぼ同数であるのを一般としている。事実、わが国でも、人口センサスの結果によれば1920年には男子1,000人につき女子は995人、1930年には同じく男子1,000人につき女子は989人であった¹¹⁾。300年の泰平を謳歌し、鎖国を基本的国是としていた徳川時代に男女の比率が著るしくその正常率からはなれているようなことがあったとすれば、それは人口調査の粗漏による外見上のものであるか、もしくは当時の社会の特殊事情による異常現象と解さねばなるまい。

表によれば、徳川時代の全国人口の男女比率は一般的に期待されるその正常値にくらべて異常に低い。男子を100とした女子の比率はならして90前後で、最高でもたかだか94どまりであり、最低値のごときは実に87という低さである。また、その変化の傾向をみると、比率は1732~1864年の約1世紀の間にきわめて着実な上昇趨勢をみせている。この間、比率の低下がみられたのは1762年(宝暦12年)ただ1回あるのみである。参考までに、関山氏の算定にかかる明治初年の値¹²⁾を示せば、1870年(明治3年)が96、1872年が97であって、徳川時代にみられた男女比率の上昇傾向は明治初年にまで及んでいたことが知られるのである。

人口統計の上でこうした現象が現われたについては、

さきに示唆しておいた2つの原因が考えられるわけだが、そうした要因が男子よりもとくに女子に対してより強く作用したことを説明するためには、どうしても当時の社会状態を顧る必要がある。徳川時代には女子の社会的地位はすこぶる低く、男尊女卑の風潮が支配的であったから、人口調査に際しても人口の把握洩れはどちらかといえば男子よりも女子について多かったに違いない。また、男尊女卑の社会的風潮に加えて、所得稼得能力の男女差、女子についての結婚費用の負担などの切迫した経済的理由もあったから、当時全国的に行なわれていた人口制限の犠牲は男子よりも女子に多かつたであろうことはほとんど疑問の余地がない。

ところで、人口統計上男女比率は実際傾向的に上昇しているのだから、上述のような事情も当然次第に解消に向つたのだと考えるべきだろう。この場合、寛政・天保の両改革にその農民政策をさらに一段と強化する必要上幕府が人口調査の徹底をはかったこと、諸藩が次第に人口増殖政策に熱意を入れてきたこと¹³⁾などは、たしかにその有力な要因たりえたであろう。

2. 人口変動の地域差

第3表は幕府の人口調査のうち国別結果の判明している10回分を10地域にくくって示したものである。すでに述べたように、享保期以降における全国人口の停滞はまぎれもない事実であった。ところが、これを地域別に観察してみると、明らかに人口の増加した地域と減少した地域とがあつて、これがたまたま相殺しあつた結果としての全国人口の停滞だったのであつて、決して一般的な人口停滞ではなかつたのである。以下、図によって各地域の人口変動の特徴をみよう。

人口増加の大きかつた地域は山陰・四国・北陸・山陽の4つで、増加率はいづれも2割をこえる。東山・九州・東海の3地域の人口増加は1割前後と低い。これに対して近畿・東北・関東の人口は減少した。人口著増地域の中でも、山陰と四国の人口はおおむね全期にわたつて着実に増加したが、北陸と山陽では19世紀に入つてからの人口増加が目立っている。人口微増地域に属する東山の人口増加の型はむしろ山陽・北陸のそれに近く、同じく東海・九州は19世紀に入つてようやく人口増加が目立ってきた地域である。人口減少地域の典型は関東であつて、東北は1786年(天明6年)以降人口の回復が着実に進展している点で関東とは大いに異なっているし、

9) 本庄, 前掲書, pp. 46~47.

10) 関山, 前掲書, p. 130.

11) トイバー『日本の人口』邦訳, p. 79.

12) 関山, 前掲書, p. 267.

13) 諸藩の人口政策については高橋 I, II, III に詳しい。

第3表 地域別人口, 1721~1846年

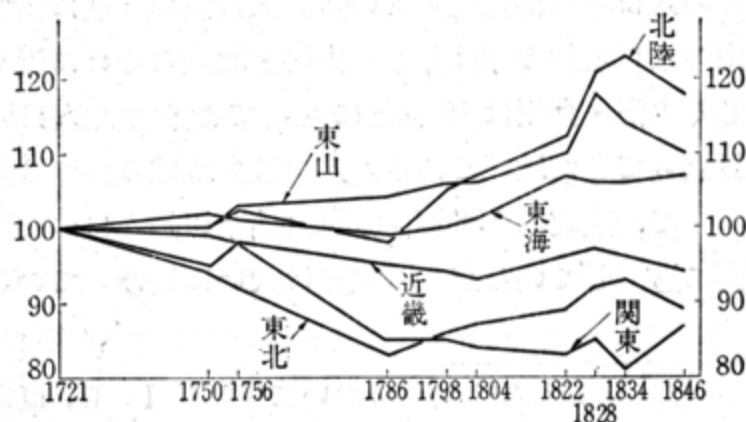
	1721年 享保6年	1750年 寛延3年	1756年 宝暦6年	1786年 天明6年	1798年 寛政10年	1804年 文化1年	1822年 文政5年	1828年 文政11年	1834年 天保5年	1846年 弘化3年
実 数 (1000 人)										
近畿	4 670	4 448	4 564	4 420	4 366	4 336	4 484	4 531	4 470	4 366
東海	2 320	2 373	2 341	2 307	2 328	2 340	2 499	2 476	2 474	2 482
関東	5 123	5 043	4 974	4 375	4 350	4 295	4 242	4 343	4 171	4 438
東北	2 840	2 630	2 644	2 368	2 442	2 473	2 559	2 626	2 632	2 520
東山	1 598	1 603	1 642	1 663	1 695	1 694	1 758	1 889	1 827	1 774
北陸	2 155	2 160	2 212	2 108	2 269	2 307	2 511	2 598	2 640	2 534
山陰	703	739	768	787	834	844	895	913	933	877
山陽	2 023	2 037	2 078	2 139	2 214	2 223	2 351	2 425	2 464	2 433
四国	1 523	1 562	1 607	1 661	1 702	1 760	1 863	1 896	1 932	1 943
九州	3 074	3 165	3 213	3 226	3 237	3 299	3 396	3 442	3 449	3 468
指 数										
近畿	100.0	95.3	97.7	94.7	93.5	92.9	96.0	97.0	95.7	93.5
東海	100.0	102.0	100.6	99.2	100.1	100.6	107.1	106.4	106.3	106.7
関東	100.0	98.5	98.0	85.4	85.0	83.8	82.8	84.8	81.4	86.6
東北	100.0	94.4	92.1	83.4	86.0	87.1	89.0	92.5	92.7	88.7
東山	100.0	100.3	102.8	104.1	106.1	106.0	110.0	118.2	114.3	110.1
北陸	100.0	100.2	102.7	97.8	105.3	107.1	111.9	120.5	122.5	117.6
山陰	100.0	105.1	109.3	112.0	118.9	120.0	127.3	129.9	132.7	124.9
山陽	100.0	100.7	102.5	105.4	106.8	109.9	111.2	119.8	121.8	120.3
四国	100.0	102.0	104.9	108.5	111.8	114.9	122.3	123.8	126.2	126.8
九州	100.0	103.0	104.5	104.9	105.3	107.3	110.4	111.3	112.2	113.8
年 増 減 率 (%)										
近畿		-1.7	4.2	-1.1	-1.0	-1.2	1.8	1.7	-2.3	-2.0
東海		0.7	-2.3	-0.5	0.8	0.9	3.5	-1.6	-0.1	0.3
関東		-0.5	-2.5	-4.6	-0.5	-2.1	-0.7	3.9	-6.9	5.0
東北		-2.1	-2.3	-3.9	2.5	2.1	1.9	4.3	0.4	-3.7
東山		0.1	4.0	0.4	1.6	-0.1	2.0	11.6	-5.7	-2.5
北陸		0.1	3.9	-1.7	5.9	2.7	4.5	5.6	2.7	-3.5
山陰		1.7	6.3	0.8	4.7	2.0	3.2	3.3	3.6	-5.3
山陽		0.2	2.9	1.0	2.8	0.7	3.0	5.1	2.6	-1.1
四国		0.9	4.7	1.1	2.0	5.5	3.1	2.9	3.1	0.5
九州		1.0	2.5	0.1	0.3	3.1	1.6	1.3	1.3	0.5

資料: 関山直太郎『近世日本の人口構造』pp.140~141.

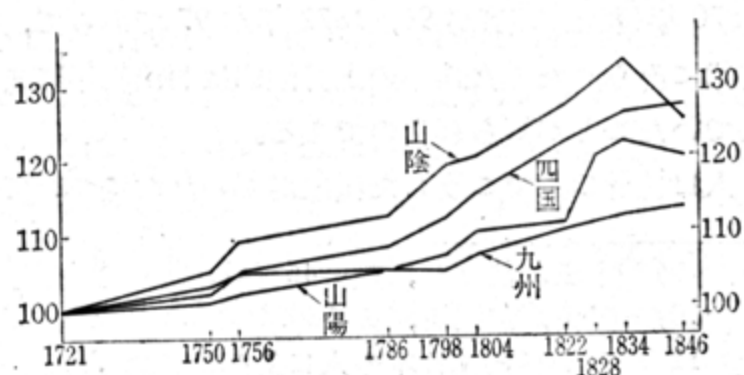
註: 地域の区分は以下のようである.

- 近 畿——山城, 大和, 河内, 和泉, 摂津, 近江, 丹波, 丹後, 但馬, 播磨, 紀伊, 淡路.
- 東 海——伊賀, 伊勢, 志摩, 尾張, 三河, 遠江, 駿河, 伊豆.
- 関 東——相模, 武蔵, 安房, 上総, 下総, 常陸, 上野, 下野.
- 東 北——陸奥, 出羽.
- 東 山——美濃, 飛騨, 信濃, 甲斐.
- 北 陸——若狭, 越前, 加賀, 能登, 越中, 越後, 佐渡.
- 山 陰——因幡, 伯耆, 出雲, 石見, 隠岐.
- 山 陽——美作, 備前, 備中, 備後, 安芸, 周防, 長門.
- 四 国——阿波, 讃岐, 伊予, 土佐.
- 九 州——筑前, 筑後, 豊前, 豊後, 肥前, 肥後, 日向, 大隅, 薩摩, 老岐, 対馬.

第1図 地域別人口, 1721~1846年 (その1)
(1721年=100)



第2図 地域別人口, 1721~1846年 (その2)
(1721年=100)



また近畿は人口の減退といわんよりはむしろ人口の停滞というべき様相を呈している。

徳川時代にこうした人口趨勢の地域差が現われようとはまったく予想しなかった結果であった。中就、関東の人口減退が東北以上にはなはだしかったこと、最先進地の近畿で人口の停滞がおきたことなどはとくにその感が深い。関東や近畿では一体どういうことがおきていたのだろうか。その要因分析に進むための準備として、地域を国別に分けて、諸国の人口趨勢を検討しよう。

関東の人口が著減(約60万の減)したのは宝暦年間から天明年間にかけてのことであり、宝暦以前と天明以降の時期にはともに概ね停滞していた。これを国別にみると、18世紀前期に武蔵・常陸・下野の人口は減少したが、安房・上総・下総では人口の増加がみられた。宝暦から天明年間にかけて人口は関八州の全域で減少したのであるが、とくに人口減退の著しかったのは下総・常

第4表 関東諸国の人口, 1721~1846年
(単位: 1000人)

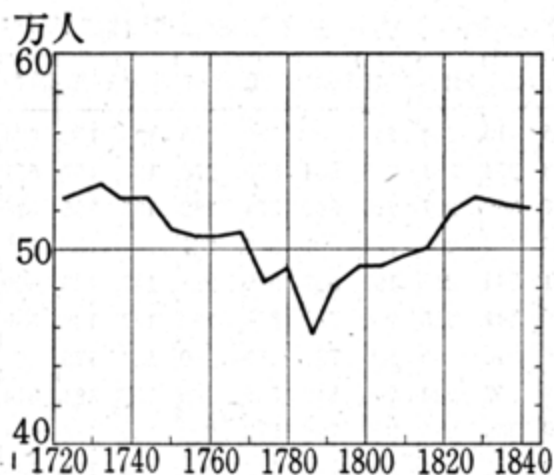
	相模	武蔵	安房	上総	下総	常陸	上野	下野
1721年	313	1903	116	408	543	712	570	560
1750年	310	1771	158	453	568	656	576	554
1756年	305	1774	138	439	566	642	580	534
1786年	279	1627	125	389	484	515	523	435
1798年	277	1666	134	369	485	493	514	413
1804年	278	1654	133	365	479	485	497	404
1822年	270	1694	140	372	419	496	457	395
1828年	289	1717	141	362	498	496	464	376
1834年	294	1714	145	364	402	457	451	342
1846年	303	1777	144	361	525	522	428	379

資料: 関山直太郎『近世日本の人口構造』pp.137~138.

陸・下野であった。1820年代以降に相模・武蔵・安房の人口は増加傾向に転じ、1846年までには宝暦年間の人口を回復したのであるが、上総・下総・常陸はついに人口の停滞状態から脱しえず、上野・下野では人口の減退傾向が持続していた。こういう関東内部での人口変動の地域差は、気象条件や農間余業機会の差などから天明・天保の飢饉被害がとりわけ関東の北東部で甚大だったことに起因するものであろう。

江戸の町方人口統計は異本によって著しい差異があって、これによって江戸の人口趨勢を識別するのは容易でない。しかし、これをよく整理検討してみると、異本による統計の差異はかなり組織的なものであり、主として統計のカバーする範囲の違いから生じた差異であるらしいことが推察される。そこで、その中から全国人口調査の結果とみられる子午の年の計数を取りだし、これを欠く場合は子午に近い年次でしかも統計の連続性が比較的

第3図 江戸の町方人口, 1722~1842年



資料: 本庄栄治郎『日本人口史』pp.91~94.

よく保たれていると判断される計数をもって補うこととし、かくしてえた人口統計の系列によって第3図を作図した。江戸の町方人口は享保年間には53万を算えたが、その後約半世紀にもわたって漸減傾向を辿り、1786年には46万となっている。人口減退のとくに著しかったのは1770年代の前半と1780年代とである。前者は1772年(明和9年)2月29日の目黒行人坂の大火と翌年春の疫病流行によるものだし、後者はいうまでもなく天明の大飢饉である。天明以後人口は漸増傾向に転じて、文政年間にはふたたび53万に近づく。天保の大飢饉や人返し政策の影響は概して弱いようである。これは人口趨勢がすでに下降トレンドに入っていたか(天明)、それとも上昇トレンドにあったか(天保)の差によるものと推定されるが、この点は後にみる大阪の人口変動の事例からしてもほぼ確実といえよう。

近畿の人口はすでにみたようにゆるい波をうちながらも全体としてはほぼ停滞していたのであるが、これを国別に分けてみると、諸国の人口変動には著しい相異がみられる。人口が多少とも絶対的に減少したのは畿内・近江・播磨の7カ国であって、その外縁地方では紀伊は停滞傾向を示し、三丹地方と淡路は増加傾向を示した。しかも、人口減退のおきた畿内等の7カ国についても、摂津以外の6カ国ではいずれも人口は享保以降おおむね天明頃まで減少傾向を持続したが、摂津では人口は18世紀前期には増加傾向を示し、宝暦・天明の間に減少に転じた。その後、山城・和泉・播磨では人口はほぼ横這いに終始したが、摂津・河内・大和・近江では化政期にゆるやかな人口増加の傾向が現われている。その外縁地方は別としても、狭小な畿内の人口趨勢が地方によってかくも多様な相に現われたについては、畿内における経済的・社会的条件の分化が著しかったことが指摘さるべきであろう。畿内は当時としては市場経済がもっとも高度に発達した地域であったから、産業の立地も地方によっ

第5表 近畿諸国の人口, 1721~1846年

(単位: 1000人)

	山城	大和	河内	和泉	摂津	近江	丹波	丹後	但馬	播磨	紀伊	淡路
1721年	565	413	244	218	809	602	285	125	150	634	519	105
1750年	523	374	231	208	804	575	276	134	157	551	508	103
1756年	527	368	207	226	842	574	282	135	155	628	513	107
1786年	507	336	206	191	801	584	281	141	158	608	501	106
1798年	481	344	218	199	807	538	281	147	165	609	474	104
1804年	470	341	215	202	790	533	282	147	168	599	477	112
1822年	479	346	245	206	791	557	290	154	179	609	508	119
1828年	498	357	224	209	812	548	292	157	181	614	516	124
1834年	489	360	225	207	796	512	293	159	184	601	521	124
1846年	452	361	224	198	764	542	281	154	174	595	500	123

資料: 関山直太郎『世日本の人口構造』pp.137~138.

て酒造業・搾油業・綿業などきわめて多彩であった。それだけに、経済変動や幕府の経済政策の滲透は地方によって大いに異なる効果をもったに違いない。さらに、大阪や京都のような大都市はあったし、農村の所々には多くの在郷町の発達がみられて、その社会的条件もまたさこぶる多彩だったと考えられる。それらが地方毎に人口に及した効果をあとづけることは至難の業だが、関東の人口変動の型が比較的単純だったのとくらべて、近畿の特徴がここにあることはいなめない事実である。

諸国の台所と謳われた大阪三郷(天満組・北組・南組)の町方人口は第4図に示されている。大阪の人口は1661年(寛文1年)には25万であったものが、1699年(元禄12年)には36万とその間10万余の増加を示した。10年につき約11%の増加率である。これが大阪の人口増

第4図 大阪の町方人口, 1661~1862年



資料: 本庄栄治郎『日本人口史』pp.98~103.

加の最盛期であり、18世紀に入ってその人口増加は著しく鈍化する。1739年(元文4年)までの次の40年間の人口増加は4万(11%)にすぎず、増加率は17世紀後期の1/4である。その後は、さらに増加率がおちて、1765年(明和2年)の42万をもってピークに達する。ピーク以後、人口は暫く漸減傾向を示し、天明年間の急減を経て、寛政年間から文政年間にわたる40年もの長い停滞期を迎えるが、天保以降ふたたび著減して、1862年(文久2年)には30万になっている。

この大阪の町方人口の変動をさきの江戸の町方人口の変動と対比してみると、少なくとも享保以降の時期に関するかぎり、大阪の江戸に対する20年の先行という時差はあれ、大阪の人口趨勢の上昇局面は江戸の人口趨勢の下降局面と時期的に一致しており、また大阪の人口趨勢の下降局面は江戸の人口趨勢の上昇局面と同時に現われるというように、両者の人口趨勢の間には逆行運動が認められる。ところで、後節に述べるように、大阪の人口趨勢の上昇局面と下降局面は大阪経済の繁栄と衰退によく対応していると考えべきいくつかの根拠があるので、おそらく江戸についても事態はほぼ同様であったであろう。そうだとすると、この人口趨勢の逆行運動は大阪経済と江戸経済の連関運動を分析するに当たって重要な示唆となるであろう。いまはこれに及びえない。

ともに大阪の人口趨勢の下降局面におこった天明・天保の両度の凶作による大阪の人口減退はほぼ同等の規模で現われている。このことは、前述した江戸の経験とあわせて、災害の人口減殺効果について重要な示唆を与えていると思う。つまり、いってみれば災害はころんだ人をけ倒すのである。

III. 人口減少要因

1. 飢饉

「太平洋高気圧が例年より早く強まって日本をおおう場合は、夏の訪れが早く、早くから梅雨前線は北方へ押し上げられる。またオホーツク海高気圧が強いと、梅雨前線は南方洋上に押し下げられたまま推移し、雨勝ちの日が多い。前者の場合は早魃、後者の場合は冷害の恐れができる。」¹⁴⁾ともに凶作の原因である。記録の伝えるところによると、中世までは早魃が非常に恐れられていた。有名な養和の飢饉(1181年)や応永の飢饉(1420~21年)などはみな早魃によるものであった。ところが、近世に入ると「早ハ格別農作ノ害ナラズ」(『三貨図彙』)といわれたり、「雨年に豊作なく、早魃に不作なし」という諺が行なわれるようになって、飢饉はおおむね凶冷に限られている。この変化は一方では西日本で用水施設の整備が進んだことによるものだし、また他方では稲作の北進と関連している。以下、東日本を中心とする凶冷について述べるが、早魃の被害は大いに軽減されたとはいえ、例えば享保17年の蝗害のように西日本を中心とする飢饉もなかったわけではない。

農業気象学で冷害地帯ということがいわれている。

14) 荒川秀俊『災害の歴史』1964年, p. 47.

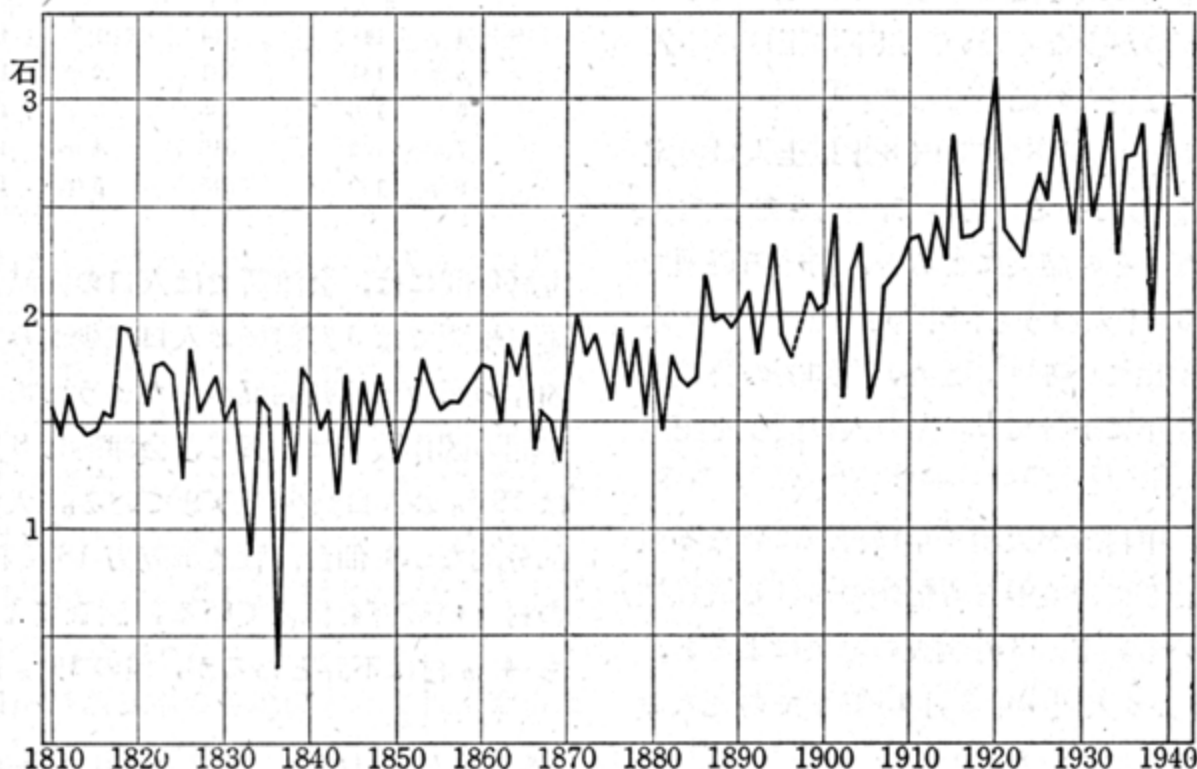
「気温の変動が米の収量を支配する地域は、気温が低いときに冷害をこうむる地域でもある。これを利用して、おおざっぱに冷害の対象となる地域を決めてみると、北海道・東北6県がこれにはいることはいうまでもないが、さらに関東地方では栃木・群馬の両県が、中部地方では長野・山梨・新潟が含まれる。茨城・埼玉・神奈川の3県はこれについて危険な地帯である。一般に想像されるよりも、冷害地帯はかなり広範な地域にわたっていることがわかる。」¹⁵⁾この冷害地帯はまさに徳川時代の人口減少地域に他ならない。また、荒川氏は東北6県の月平均気温と水稲の平均反収の関係を調べ、1902年、1905年、1913年、1931年、1934年、1941年、1945年などの凶作は7月か8月の平均気温が20度以下か、20度近くまで下った年におこっていることをみいだしておられる¹⁶⁾。東北6県の7月の累年平均気温は21.8度、8月のそれは23.5度であるから、荒川氏に従って凶作のおこる危険のある気温の限度を20度とすると、7月はこれよりも1.8度高く、8月は3.5度これを上廻るにすぎない。8月の値は東北地方の標準偏差(1.2~1.5度)よりも2度ほど大きくなっているが、7月の値は東北地方の標準偏差(1.4~1.7度)とほぼ等しい¹⁷⁾。このことは7月の平均気温が20度またはそれ以下になるということは珍しいことではなく、凶冷のおこる可能性がきわめて大きいこと

を意味している。東北地方の稲作がいかに不安定なものであるかは、これによってもまったく明らかどころである。まして、農業技術が未発達だった徳川時代においては、東北・関東などの冷害地帯はほとんど凶作の頻発地帯というに近かったことであろう。

徳川時代に凶冷によって水稲の反収が実際どれほど減収になっていたかを直接に示してくれる唯一の信頼のおける資料は、岸氏の『関谷家稲刈覚帳の研究』¹⁸⁾である。これによって、われわれは栃木県那須郡両郷村関谷家の4枚の水田の1810年(文化7年)以降の連続した反収の記録をみることが出来る。第5図によると、1825年、1832年、1833年、1836年、1838年、1843年、1845年、1850年、1866年、1869年、1902年、1905年、1906年、1923年、1934年、1938年などの諸年の減収はきわめて著しい。なかでも1833年(天保4年)の8斗8升、1836年(天保7年)の3斗5升という減収ぶりはまことに目をおおわしめるものがある。しかも、凶作はたばになって現われることが多い。天保の凶作は前後10年余におよぶものだし、慶応・明治の凶作も4年連続しておきている。1900年代および1930年代の凶作もやはり群をなしている。それだけにその被害も累積して、きわめて深刻なものとなった。

しかし、いうまでもなく、凶作は必ずしも直に飢饉で

第5図 栃木県那須郡両郷村関谷家の水稲反収量, 1810~1941年



資料: 岸英次『関谷家稲刈覚帳の研究』

15) 奥田穰(編)『日本の冷害』1957年, p. 134.

16) また、荒川氏は1902~40年の資料を用いて相関分析を行ない、7月または8月の東北6県の平均気温が1度高(低)くなるにつれて、東北6県の水稲反収

は約2斗増す(減る)ことを見出されている。ともに、荒川, 前掲書, p. 68.

17) 奥田, 前掲書, p. 80.

18) 岸英次『関谷家稲刈覚帳の研究』1947年。

あるわけではない。徳川時代に凶作がしばしば飢饉にまで発展したについては、大別して4つの原因があったと思う。その第1は、鎖国のため緊急の際にも外米を輸入できなかったことである。慶応・明治の凶作が大規模な飢饉に発展しなかった主たる理由は、幕府や明治の新政府が外米の緊急輸入に努力したことにあった。第2は、国内交通の未発達と諸藩の緊急時における食料の津留め(移出禁止)によって、凶作地の食料不足を他地方の豊作や貯蔵米によって補うことが困難だったことである。第3には、農民の貧困を挙げなければならない。生産力の一般的低さに加えて租税負担の過重がその背景にあった。第4に諸藩はもとより幕府に至るまでその財政が窮乏しつくしていたことも見逃せない。天明の飢饉に際し、中村藩は飢民救済のためしきりに幕府に拝借金を願い、ようやくにして5,000両拝借することをえたのであるが、この金は井伊や芝最勝院・安立院へ借金返済ならびに礼金として全部まきあげられ、目的とした所領の飢民に対する救済米の買入れには全然あてることができなかったという¹⁹⁾。これみな藩財政窮乏のなせる業である。こうした社会的・経済的悪条件の下では凶作は必然的に飢饉たらざるをえなかった。それでは、こうした飢饉によって一体どれほどの人命が失われたのであろうか。

飢饉は当時における最大の社会問題だっただけに、その被害の模様を伝える報道はきわめて多い。しかし、その中にはたんなる臆測の域を出ないものやはなはだしい誇張を含んでいるものが少なくない。以下に掲げる事例は出所の比較的确实な調査の結果である。

和歌山藩は享保17年の「8才改」(8才以上人口の定期調査)に人口の著減しているのをみて、再調査と減少理由の報告を命じた。その結果によると、同藩田辺領では8才以上の人口36千人のうち同年の飢饉で4,450人(12.4%)の死亡者が出ている²⁰⁾。また、高知藩の公式人口調査は同年から翌年にかけて2.8%の人口減少を記録している²¹⁾。

転じて東北では、中村藩が天明4年に再三にわたる領内の人口調査を実施して、もっとも信頼のおける飢饉被害の記録を残している。その3月調査の結果によると、天明3年10月1日より天明4年3月15日までの死人および欠落人は次のようであった。

	期首人口	死亡	欠落	空家
宇多郷	10,567	1,196 (11%)	175 (2%)	308
北郷	7,118	338 (5)	78 (1)	111
中郷	9,244	1,175 (13)	308 (3)	263
小高郷	6,528	427 (7)	156 (2)	109
北標葉郷	5,472	262 (5)	66 (1)	74
南標葉郷	4,180	144 (3)	29 (5)	26
山中	5,134	874 (17)	1,031 (20)	480
計	48,243	4,416 (9)	1,843 (4)	1,371

その後も春から夏にかけて被害はますます拡大し、6月までの死亡総数は8,500人、6~7月までの死亡・離散による人口減少はおよそ14~15千人に達し、最終的には18千人の人口減退を記録したとある。全人口の37%余が失われたわけである²²⁾。

盛岡藩の実施した宝暦5年凶作の被害調査は領内の餓死人49,594人、空家7,043軒を記録している²³⁾。他方、同藩の定期人口調査の結果によると、宝暦5年の人口は358,222人とある²⁴⁾。餓死人の調査は多分に他領からの逃散人の死亡を含む可能性があるため、ここから算出される14%という死亡率は過大であるかもしれない。また、天明3年の凶作には諸代官所の調査として餓死者40,850人、病死者23,848人、空家10,545軒、他領への逃散者3,330人という記録も残っている²⁵⁾。

宝暦年間・天明年間の会津藩²⁶⁾および仙台藩²⁷⁾奥州領の人口は次のようである。

会津藩		仙台藩	
千人	千人	千人	千人
宝暦4年 148	544	天明1年 129	502
5年 147	531	2年 128	—
6年 146	535	3年 128	—
7年 142	519	4年 127	—
8年 139	515	5年 118	413

宝暦年間には、会津藩では人口の漸減傾向が、また仙台藩奥州領では3%前後の人口減少がみられたにとどまり、凶作の影響は比較的軽かったようである。しかし、天明年間の凶作被害は激甚で、会津藩は8%、仙台藩奥州領は18%の人口減少をみせている。天保凶作については、部分的ながら仙台藩牡鹿郡陸方18ヵ村の調査²⁸⁾が陸方の村々の被害を伝えている。調査によると18ヵ村のうち4ヵ村は不詳とあるが、他の14ヵ村では人口17,312

19) 荒川秀俊(編)『近世気象災害志』1963年, p. 32

20) 関山, 前掲書, pp. 85~86, 160.

21) 高橋II, p. 231.

22) 荒川(編), 前掲書 pp. 62~63.

23) 高橋III, pp. 129~130.

24) 高橋III, p. 48.

25) 高橋III, p. 135.

26) 高橋I, pp. 213~215.

27) 高橋II, p. 16, 折込表.

28) 高橋II, pp. 30~32.

人のうち 5,906 人 (34%) という大量の餓死者を出している。他に一時滞在人の死亡 2,060 人がみえている。また戸数 2,268 戸のうち 472 戸 (21%) は空家となり、46 戸 (3%) は焼失したとある。

こうした東北諸藩の被害状況の事例は、同じく東北といっても地域によって凶作の被害には著しい差のあることを示唆している。例えば、宝暦年間の凶作のもたらした被害は盛岡藩領においてもっとも大きく、仙台藩領や会津藩領では比較的小さかったし、また天明年間の凶作の被害も太平洋沿いの諸藩領に大きく、山手の会津藩領では小さかったようである。こうした冷害の地域性は 1934 年の冷害に際して徹底的に究明された。調査の結果によると、被害は日本海斜面で軽く、奥羽山脈を東に越えると急に激しさを加え、太平洋岸でもっとも大きい。また、山岳地帯でも被害は大きくなっている²⁹⁾。1721~56 年の期間に東北の人口が 17% も減少したことはすでに前節でもみたところであるが、これを国別に比べてみると、陸奥の人口減少が 20% と大きかったのに対して、出羽ではわずか 8% の減少にとどまった。これは明らかに冷害の地域性の所産といえよう。

徳川時代にも農業技術の面で凶作軽減の対策がいろいろと工夫されたようである。『会津農書』(1683 年)にみえる早生稲の奨励、盛岡藩の「晩稲禁止令」(1785 年)などはたしかに当をえた凶冷対策であったし、灌漑法や浸種法などの改善工夫もあったと伝えられている³⁰⁾。しかし、凶作の被害の軽減にもっとも貢献するところの多かったのは甘藷³¹⁾の西日本各地への普及であったと考えられる。

甘藷の伝播は 1615 年にウィリアム・アダムスが琉球から平戸に持ちかえり、これを商館長のコックスが平戸で栽培したのが最初である。これとは別に、薩摩にも琉球から甘藷が伝播してきた。平戸への伝播とほぼ同時代のことと推定されている。甘藷はその後も再三にわたって琉球から伝播してきたようである。平戸・薩摩などに伝来された甘藷は 17 世紀を通して次第に瀬戸内海沿岸の各地に伝えられていった。これには伊予の下見吉十郎など多くの人々の努力があった。

享保 17 年の凶作が西日本の各地に大きな被害をあたえたことは前述した通りであるが、これがひとつの契機になって、甘藷の普及は組織的となり、そのテンポも大

いに早められた。山陰地方では石見の大森代官井戸正明が同地方への甘藷の導入に力をつくした。芋代官とよばれた人である。幕府も飢饉対策として甘藷の普及をとりあげてくる。その任に当たったのが青木昆陽である。

甘藷の各地への普及状況を断片的な資料から具体的にあとづけることはきわめて困難だが、徳川時代には甘藷の栽培は実質的には南関東あたりを北限としてそれ以西の暖地に漸次普及はしたけれども、その中心は中国・四国・九州にあったと考えてよいだろう。

瀬戸内海沿岸の蜜柑園には、甘藷——桑——蜜柑あるいは甘藷——蜜柑といった作付転換を経て成立したという由来をもつものが少なくない。海にせまった急傾斜の山腹を拓いて段々畑とすることは、甘藷の導入なくしてはほとんど不可能だったことを示す事例といえよう。甘藷は耕地開発の限界をおしひろめたのである。さらにうまいことには、甘藷は早魃や颱風にも安定した収穫をもたらすから、土地の人口扶養力は甘藷をえて著しく高まったに違いない。事実、瀬戸内海の島々には、甘藷の栽培が始まってから、それまで固定していた人口が増加しだしたという記録が少なからずあるとのことである。

甘藷は当時であってもおそらく劣等財であったろう。しかし、劣等財の甘藷を常食とせざるをえない下層の人々は、凶作がおこった時その被害をもっとも強くこうむる人々でもある。そうした人々がともかくも安定した生存の資をえたということの効果は大きい。まして、瀬戸内海筋ではそうした人々の生活を支える他の有利な条件もあったのである。穀寄せ奉公³²⁾がこれである。中国・四国・九州の人口増加のひとつの要因をここに認めることができよう。

2. 人口制限

ここで人口制限というのは、慣行の用語法よりも広く、社会的に有効な出生率を女子の正常な出産力から期待される水準以下に持続的に低下せしめる一切の諸力の作用のことである。われわれの人口制限は、分析的観点から大別して 3 つに分類される。

(1) 社会の制度や慣行から間接的に派生する人口制限

(2) 人口の男女・年齢構成の歪からおこる人口制限

(3) 個々人の自発的選択に基づく人口制限

慣行の用語法によれば、人口制限とは専ら(3)のことなのだが、人口趨勢の要因分析の観点からはそれは狭きに失するように思われる。

29) 奥田, 前掲書, p. 55.

30) 奥田, 前掲書, pp. 136~144.

31) 甘藷については宮本氏の研究に負う。宮本常一『甘藷の歴史』1962 年。

32) 海運・漁業・塩業などへ出稼ぎに出ることをいう。穀寄せと称するのは賃金が米で支払われたからである。

社会の制度や慣行はしばしば婚姻を規制することによって間接的に人口制限効果をもつものである。徳川時代にこのことがもっとも顕著に現われているのは、農民の相続制度とこれに対する領主の干渉である。徳川時代の初期には血縁分家の自立を目標とする分割相続が各地において支配的慣行であったが、それもやがて村の上中層・本百姓層に限定されるようになっていった。耕地の制約から分割相続の可能な限度があったのであろう。しかし、本百姓の一般的成立以後は、単独相続への移行が相当顕著になってきたとのことである³³⁾。これにはもちろん農民の自発的な適応もあったであろうが、幕府や諸藩の規制干渉によることも多かった。幕府は1673年(延宝1年)に「分地制限令」を発した。その際、地面1町歩石高10石をもって一応の標準とした。「分地制限令」は「土地永代売買禁止令」とともに本百姓層の育成・維持という当時における幕府の基本政策に発したものであるが、それは明らかに分割相続から単独相続への移行を要求するものである。これをうけて、大村藩は1685年(貞享2年)に百姓の子供が多くても田畑は惣領1人に譲ること、但し田畑を多く持ち子供に配分したい者は代官の差図を受けることと令している。長子相続を徹底するため、仙台藩は1641年(寛永18年)には百姓の2番目・3番目の子はその村の給人の譜代の奉公人ならびに足輕に召使うこととし、さらに1677年(延宝5年)には百姓の次男以下で土地を持たない者の30才以前での結婚を禁じた。大村藩でも同様で、百姓の子が30才以下で女房を持つことを禁じ、また次男以下はすべて、女子は惣領とも武家奉公をしないうちは養子・婚姻・他所奉公は許さずとしている³⁴⁾。他藩の事情が明らかでないので、こうした規制が果して全国的に行なわれたかどうかは断定できないが、当時の状況からみて多少とも同様の方向が打出されていたのではあるまいか。

17世紀後期の農村でこれがどこまで効果をもちえたかは疑問だが、18世紀の中頃に新田開発が下火になる頃には単独相続も慣行として定着をみていたことだろうし、農民自身も百姓株の数などを定めて、相互に分地・分家を抑制するようになってきた。そうして、分家が困難となれば、問題を拡大しないためにも、長男以外の結婚を何等かの形で実質的に制限する慣行が要求されてくるはずである。統計に現われた女子の著しい不足は、案外こうした要求と関連していた現象なのかもしれない。

33) 児玉幸多「身分と家族」(岩波講座『日本歴史』近世2, 1963年所収)p. 262.

34) 児玉, 前掲論文, p. 264.

農民の場合に比べれば、その量的比重ははるかに小さいけれども、年季奉公制度や僧尼についての宗規もこれとまったく同様の社会的機能をもっていたことは否定できない。

次は人口の構成にかかわる問題だが、これについては男女の著しい不均衡がおそらくは結果的に婚姻の成立を阻害していただろうことを指摘しうるにすぎない。しかし、こうした事実のあることを十分承知の上で、しかも女子の出生を意識的にとくにきびしく抑圧していたのだとすれば、人口制限の効果は循環的に相互に波及しあって、それ自体を累積的に拡大していたとみななければならぬ。その辺の事情を今から検証する術はないが、一般に人口現象にはこうした循環的累積的效果が長年日にわたって現われがちなものだから、この推定はおそらくその真相に近いであろう。

第3の意識的人口制限に関しては、多くの文献³⁵⁾があって人口制限が当時きわめて広範に実行されていたことを示している。ただ一向宗徒や隠れキリシタンの間では、その教義上人口制限は行なわれなかったと伝えられている。そうして、そのために一向宗の盛んに行なわれた北陸では人口の増加をみたのだ、という説も行なわれている³⁶⁾。もしもこの一向宗仮説が真実であるならば、一向宗の盛んに行なわれた地域では男子に対する女子の比率が然らざる他の地域のそれとくらべて一段と高いはずである。これをみるために、第5表に男女比率の地域間比較を掲げた。すでに述べたように、これには女子の相対的調査洩れの問題もあって、必ずしも十分な検討資料とはいいがたいのであるが、今はこれによらざるをえない。1750年(寛延3年)、1846年(弘化3年)ともに、男女比率は東海・近畿・東山・北陸の本州中央部に高く、その

第5表 地域別人口の男女比率
1750年, 1846年 (男子=100)

		1750年	1846年
近	畿	93.5	96.7
東	海	97.8	98.9
関	東	82.4	94.3
東	北	78.4	92.5
東	山	94.0	95.9
北	陸	93.2	98.3
山	陰	92.6	93.3
山	陽	89.9	90.8
四	国	89.2	91.1
九	州	83.2	90.9
全	国	87.6	94.2

資料: 関山直太郎『近世日本の人口構造』p. 272.

35) 高橋 I, II, IIIなどを参照。

36) 関山, 前掲書, p. 176, 宮本, 前掲書, p. 170.

東西両側に向って低くなっている。問題はこれと一向宗徒の地域的分布の相関関係だが、一向宗の盛んに行なわれたとされている北陸と東海(正確には今日の中京地区)の男女比率が、全国的にもっとも高まった1846年には、ともに98をこえて、他地域のそれを一段と上廻っている。しかし、男女比率が全国的に低かった1750年には、東海の男女比率は98に近く、その高比率は一層きわだっているのだが、北陸の男女比率は東山・近畿の下位にあって、必ずしも十分に高いとはいえない。一向宗仮説の当否を最終的に判定するためには、一層周到な検討を必要とするであろう。

17世紀から19世紀の中期にわたる徳川時代に、人口制限は果してどのような歴史を展開してきたのであろうか。これはわれわれが是非とも知らんと欲するところである。この点に関して、関山氏は「人口の制限が最も広汎に且つ顕著に、ほとんど半ば公然と行われたのは、元禄享保以後のこと」であり、「幕末に近づくに従ってますます酷くなったものと考えられる」と述べておられる³⁷⁾。たしかに、人口制限が18世紀に入って一段と強化され、かつ普遍化されたとする関山説の前段は、人口増加率・新田開発・相続制度の移行・百姓株の設定などの事実を照らして、根拠のある合理的な推論といえるであろう。この点はわれわれも関山氏と見解を同じくするものであるが、関山説の後段については疑問である。享保期以降における人口制限の趨勢的強化を推定された主たる論拠は、農村の荒廃・農民の窮乏の直線的進行という点にあるようだが、徳川時代の経済をかように単純に割切ることには無理がある。前節でみた地域別の人口趨勢は、関山氏の想定されたとはかなり違った経済の展開を示唆しているからである。この点については、今後の分析に俟たねばならないが、少なくとも人口制限の趨勢的強化を示唆する徴候は認めがたいと思う。

IV. 新田開発と人口増加

1. 相互依存の関係

今日までの徳川時代の人口史に関する諸研究に共通してみられるひとつの顕著な特徴は、研究者の関心が「徳川時代にはなぜ人口が増加しなかったのか」という点に集中していて、そのため分析もおのづと人口減少要因の解明に重点がおかれていた、ということであろう。事実、人口は享保以降ほぼ停滞状態に終始していたのであるから、こうした分析の視点をとったことはおそらく自然でもあり、また適切でもあったであろう。問題はその

帰結である。こうした分析から引き出される結論は、そのもっとも単純化された形では、徳川時代の人口は意識的人口制限の手段によって「増やさぬよう、減らさぬよう」に統制された人口であった、ということにならざるをえない。少なくとも、論理的にはそうならざるをえないと思う。これは明らかに「西の増加、東の減少」という人口史の史実と矛盾する。この矛盾を合理的に解決するためには、これまでの伝統的分析のフレームワークに人口増加要因たりうる新しい変数を導入する以外に術はない。以下、この方針に従って、新田開発について述べる。その他の農業投資(例えば金肥)³⁸⁾や農業技術の進歩ももとより人口増加要因として重要だが、資料の制約上ここでは割愛せざるをえない。

人口増加要因としての新田開発というといかにも一方通行の因果関係を意味するように聞えるが、われわれの真意は決してそうではない。他のあらゆる経済変数がそうであるように、人口増加と新田開発の関係は相互依存のそれである。しかも、その相互依存の関係は、他の多くの場合のように中間に媒介項をおいての間接的なものではなく、きわめて直接的ですらある。それは、人は人口であると同時にまた人手でもあるからである。具体的には、新田が開発されると、食料も増産される。食料が増産されると、社会の人口扶養力も増大する。このいわばマルサスの波及の径路においては、人はまさしく人口なのである。他方、新田を開発するにも、新田を耕作するにも労働力は不可欠である。この労働力の給源は古村以外にありえない。新田の開発だけなら農閑期に遊休労働力を動員して工事を進めることもあるいは可能であるかもしれない。しかし、経常的な新田の耕作となるとそうは参らない。それ故に、古村における人口増加は新田開発の前提条件でもある。ここでは、人はまさに人手なのである。

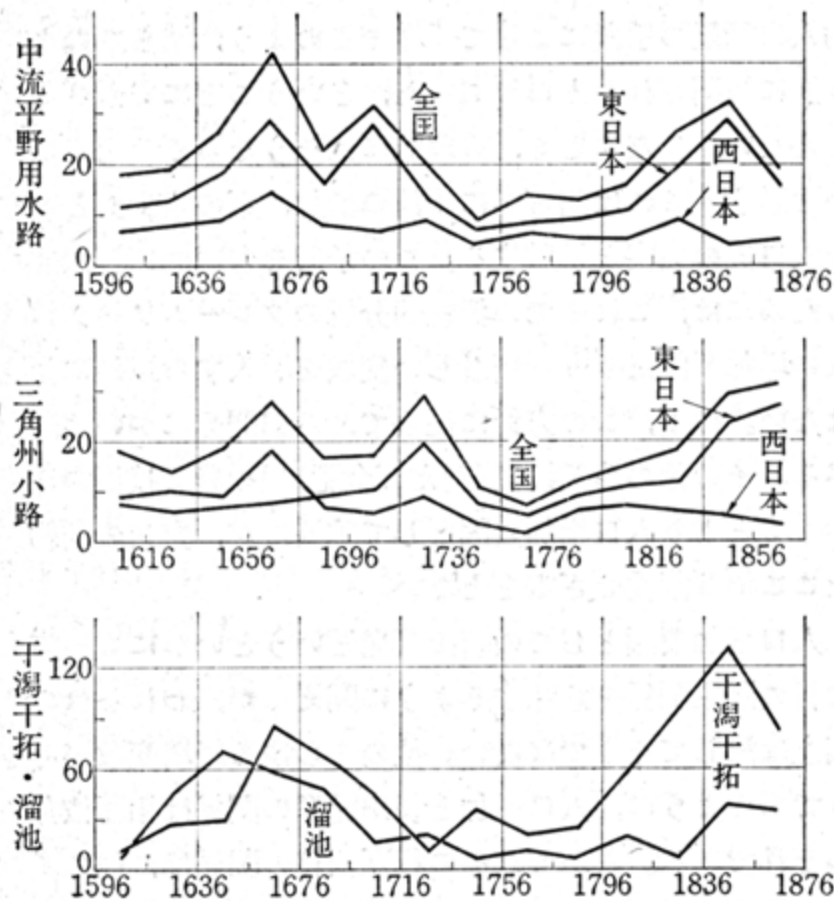
2. 新田開発の隆盛と衰退

第6図は新田開発の指標となる用水路(820件)・溜池(529件)・干拓(855件)の工事件数をその工事規模の大小にかかわらずに20年ごとにまとめて示したもので、菊地氏の著書³⁹⁾からの引用である。工事の年代・工事の種別・施工地の地理的位置がわかることはこのデータの優れた特徴だが、記録洩れの工事が少なくないと考えられることと工事の規模を反映していないことはこのデータの短所といわなければならない。

38) 金肥の導入は秣場の開墾を可能としたし、また治水工事の甲州流から紀州流への進展を可能ならしめたひとつの有力な要因でもあった。

37) 関山, 前掲書, p. 176.

第6図 用水路・溜池・干潟干拓工事件数, 1596~1876年



資料: 菊池利夫『新田開発』上巻, p. 123

図によって新田開発の隆盛・衰退をみるための予備知識として、河系流域における新田開発の地域的波及のモデルを示しておく必要がある。

(1)「山麓の侵蝕谷に築堤した溜池を水源として山麓平坦地に小規模な新田開発が最初に行われる。

(2)次に谷の出口を止めた取入口から引く用水路による河川灌漑をもって扇状地・段丘・洪積台地をはじめとする中流平野の新田開発が行われる。そのころ下流の低湿三角州はいまだ乱流地帯であり、溜池水源によって局部的・孤立的に新田開発をみるにすぎない。中流平野を潤している用水路の水は三角州までは届かず、築堤技術の未発達のために水量の大なる下流を堰止めて用水を引きうる段階に達していないから下流を堰止することはできない。

(3)続いて三角州の乱流の整理、築堤による河道固定、新用水路の開さくによる三角州の全面的・統一的な開拓や水田化が行われる。この時期に下流を低湿地となしている湖沼の干拓が続出する。

(4)やがて新田開発波は三角州前線の陸化した干潟干拓に続いてその前面の浅海干拓に波及していく。⁴⁰⁾

この新田開発の波及過程のモデルは、いうまでもなく各地それぞれの地形・制度的社会的制約条件・過去の開発遺産に応じて各地さまざまに変容されて現れてくるは

ずである。事実、近世においてモデル通りの開発過程が典型的に現れたのは、後進地域たる弘前藩領の岩木川流域と高知藩領の物部川流域の2例あるにすぎない⁴¹⁾。

溜池築造工事は1616年(元和2年)に始まる第2期から1696年(元禄9年)に終る第5期にかけて隆盛を示すが、その最盛期は寛永後期より明暦に至る第3期である。その主体となったのは西日本(近畿以西)における河川灌漑の補助用水を目的とした溜池の築造である。そのころ東日本(中部以東)では開発波及モデルの第2段階に相当する低湿三角州の溜池築造がみられたにすぎない。したがって、東日本が天保年間頃からようやく河川用水の補助水源として溜池築造を大いに進めるようになるまで、溜池築造は長い衰退期に入らざるをえなかったのである。

中流平野の開発は東日本に圧倒的に多く、西日本では遙かに少ない。西日本の中流平野の開発は1656年(明暦2年)に始まる第4期に最大を示し、その後はおおむね不振となる。これは西日本が近世以前に開発波及モデルの第2段階をほぼ完了してしまっていたからである。これに対して、後進地の東日本では、中流平野の開発は前後3回もの隆盛期をもった。1656年に始まる第4期、1696年(元禄9年)に始まる第6期、1836年(天保7年)以降の第13期がこれである。

下流平野の開発は東日本と西日本とでその進展ぶりに顕著な差異をみせている。西日本では、低下の趨勢をめぐって3つの山が認められるが、そのうちとくに開発隆盛期と称しうるほどのものは最初の第4期だけである。西日本はすでに17世紀後期に開発モデルの第3段階を通過しつつあったのである。これに対して、東日本が下流平野開発の最初の隆盛期を迎えたのはようやく享保改革下の第7期⁴²⁾のことであり、その最盛期の出現は天保以降の幕末期においてであった。

干潟干拓は伊勢湾・大阪湾・瀬戸内海の沿岸では第4・5期、第8・9期、第12・13期と3回にわたって隆盛期をもったが、九州では1676年(延宝2年)以降の第5期と1796年(寛政8年)以降の第11~13期の2回がその干拓隆盛期になっている⁴³⁾。その合成された結果として、図には前後2つの大きな山とその中間に小さな山が1つ現れたわけである。

以上を総合すると、新田開発は17世紀の中央に第1回、世紀の変わり目の前後にかけて第2回、19世紀に入って第3回と前後3回の隆盛期をもっていた。その中間にはさまれて、2回の衰退期があった。17世紀末の第

40) 菊池, 前掲書, 上巻, pp. 120~121.

41) 菊池, 前掲書, 上巻, p. 121.

39) 菊池利夫『新田開発』上下, 1958年。

1回の衰退期は期間も短く、その程度も比較的軽くすんだが、第2回の衰退期は18世紀の大部分にわたり、その程度もずっときびしかったと推定される。こうした新田開発の長期波動は17世紀の人口増加、18世紀の人口停滞、19世紀前期の人口増加気配という全国人口の変動と相互によく対応し合っている

3. 新田開発高とその地域性

徳川時代における新田開発の指標として利用できるもう1つの全国的統計は、幕府および明治政府の行った全国石高・村落調査の結果である。第6表および第7表は、菊地氏が正保・元禄・天保の「国絵図総石高」と明治6年の「郡村石高帳」の統計を地域別に整理されたものに多少手を加えて掲げたものである。ここに石高とは、検地の結果に基づいて公式に定められた田畑の課税対象となる標準生産量を玄米単位で表示したものである。したがって、度量衡の統一が完全な場合でも、石高統計は検地の緩厳の地域差や時代差によって直に影響される。このうち統計の利用に当たってもっとも問題となるのはなんといっても検地の緩厳だから、検地についてとくに若干の具体的事例⁴⁴⁾をあげて説明しておく必要がある。

享保改革は検地を一層きびしいものにした。検地繩延に関しては、古法が20%の検地余歩を原則としていたのに対し、享保の新法はこれを15%に切下げている。もっとも、繩延は大部分検地役人の手心による繩心であったから、検地余歩の切下げは実際上大きな効果をもたなかったかもしれない。問題は石盛である。古法によれば反当糶3石の水田は石盛 $12(3 \times 0.5 \times 0.8 = 1.2)$ ⁴⁵⁾とされていたものが、享保の新法では石盛 $15(3 \times 0.5 = 1.5)$ と改められた。また、畑の石盛は古法によれば麦の生産量の玄米換算として決められていたのだが、享保の新法では畑の年間総生産の玄米換算に切替えられた。しかし、実際には坪刈や位付に手加減の余地があったらうから、石盛の引上げがそのまま石高にはひびかなかつたとみるべきであるかもしれない。享保改革の他にも、再検による石高の打出しはしばしば行なわれたようである。畿内の天領では1677年に出目高79千石を打出したし、萩藩では1684年の再検で41千石の出目高をえているし、弘前藩でも22千石を打出している⁴⁶⁾。

以上は後年の石高を相対的に過大に表現する要因だが、これを相殺するように働く別の要因もないわけではない。新田の検地に当っては、古田の石盛が15なら、これと土目(肥沃度)の同じ新田は石盛13というように1段低く位付けされるのが通例であったし、またとくに町人請負新田などでは政策的配慮から過分の繩心が与えられることもしばしばあったようである⁴⁶⁾。それだけ、新田の石高は古田にくらべて過小に表現されるわけだ。

さらに、調査方法上の問題もある。「元禄郷帳」の村高は「正保古国絵図」の村高に調査年次(元禄13~16年)までの新田高を加えたものだが、「天保郷帳」の村高は「元禄郷帳」の村高に元禄以降の「新田高及び高外も収納の場は」これを加えたものと記録にみえている⁴⁸⁾。

新田は正保~元禄の近世前期に280万石、元禄~天保の中期に446万石、天保以降の幕末期に200万石も開発されており、その合計は実に926万石にも及んでいる。これはこの230年間にわたって年間平均4万石の開発ペースが続いたことを意味している。その結果、全国総石高は前期には12.0%、中期には17.1%、幕末期には6.6%も増加した。

前期および幕末期の石高増加は、さきの第1回および第3回の開発隆盛期に開発された新田高を近似するものとみなしえよう。しかし、元禄から天保に至る130年間には第2回の開発隆盛期とそれに続く長い開発衰退期が含まれており、後者の新田開発高もそれが長期にわたるだけに衰退期といえども無視することはできないので、中期の石高増加をもって直に第2回の開発隆盛期における新田開発高とみることはできない。幸い、第2回の開発隆盛期の末端に当る享保・延享間の調査と推定される「町歩下組帳⁴⁹⁾」によって当時の田畑面積が2,969,780町歩であったことがわかっているのだから、当時の標準1町歩=10石でこれを石高に換算すると、第2回の開発隆盛期の新田開発高を近似するものとして360万石をえる。これは中期における石高増加446万石の80%に当り、元禄から享保・延享間までの40~50年間の総石高の増加率は13.8%となる。したがって、これに続く80~90

44) 菊地、前掲書、下巻、第9章「新田検地」に依拠した。

45) 係数0.8はコストとして20%を控除するためのもの。但し、畑については古法でもコスト控除はなかった。

46) 菊地、前掲書、上巻、p. 135、下巻、p. 332。

47) 菊地、前掲書、下巻、pp. 517~521。

48) 菊地、前掲書、上巻、pp. 134~135。

49) 高橋 III, pp. 66~71。

42) 開発土木技術はこの時に甲州流から紀州流へ転換した。この技術の転換が東日本の下流平野の開発を可能にした。また、江戸日本橋に「新田開発令」の高札が出たのも享保年間のことで、幕府の新田開発に対する政策は積極化した。

43) 菊地、前掲書、上巻、pp. 126~130。

第6表 地域別石高, 1645~1873年

	石 高 (石)				石 高 増 加 率 (%)		
	1645年 正保2年	1697年 元禄10年	1830年 天保1年	1873年 明治6年	1645~1697年	1697~1830年	1830~1873年
西 日 本	11,432,406	12,178,342	14,102,788	15,283,421	6.5	15.8	8.4
九 州	3,483,653	3,606,459	4,115,605	4,725,571	3.5	14.1	14.8
四 国	1,035,529	1,148,337	1,448,901	1,707,584	10.9	26.2	17.9
南 四 国	389,379	462,348	598,920	817,304	18.7	29.5	36.5
北 四 国	646,150	685,989	849,981	890,280	6.2	23.9	4.7
山 陽	1,586,478	1,858,998	2,559,578	2,691,712	17.2	37.7	5.2
山 陰	724,383	802,787	883,226	962,108	10.8	10.0	8.9
近 畿	4,602,363	4,761,761	5,095,478	5,196,446	3.5	7.0	2.0
東 日 本	11,859,762	13,916,624	16,450,652	17,272,476	17.3	18.2	5.0
東 海	1,385,984	1,632,633	1,725,608	1,953,782	17.8	5.7	13.2
中 央 高 地	1,442,380	1,558,320	1,836,313	1,878,038	8.0	17.8	2.3
北 陸	2,559,332	2,920,009	3,526,433	3,743,606	14.1	20.8	6.2
関 東	4,043,332	4,657,473	5,185,971	5,183,440	15.2	11.3	0.0
西 関 東	1,718,159	2,018,663	2,208,481	2,208,231	17.5	9.4	0.0
東 関 東	2,325,173	2,638,810	2,977,490	2,975,209	13.5	12.8	-0.1
奥 羽	2,428,734	3,148,189	4,176,327	4,513,610	29.6	32.7	8.1
西 奥 羽	1,010,674	1,229,344	1,619,361	1,855,052	21.6	31.7	14.6
東 奥 羽	1,418,060	1,918,845	2,556,966	2,658,558	35.3	33.3	4.0
全 国	23,292,168	26,094,966	30,553,440	32,555,897	12.0	17.1	6.6

資料: 菊地利夫『新田開発』上巻, p.137.

第7表 地域別石高の増加, 1645~1873年

	実 数 (石)				比 率 (%)			
	1645~1697年	1697~1830年	1830~1873年	1645~1873年	1645~1697年	1697~1830年	1830~1873年	1645~1873年
西 日 本	745,936	1,924,446	1,180,633	3,851,015	26.6	43.2	59.0	41.6
九 州	122,806	509,146	609,966	1,241,918	4.4	11.4	30.5	13.4
四 国	112,808	300,564	258,683	672,055	4.0	6.7	12.9	7.3
南 四 国	72,969	136,572	218,384	427,925	2.6	3.1	10.9	4.6
北 四 国	39,839	163,992	40,299	244,130	1.4	3.6	2.0	2.7
山 陽	272,520	700,580	132,134	1,105,234	9.7	15.7	6.6	11.9
山 陰	78,404	80,439	78,882	237,725	2.8	1.8	3.9	2.6
近 畿	159,398	333,717	100,968	594,083	5.7	7.5	5.0	6.4
東 日 本	2,056,862	2,534,028	821,824	5,412,714	73.4	56.8	41.0	58.4
東 海	246,649	92,975	228,174	567,798	8.8	2.1	11.4	6.1
中 央 高 地	115,940	277,993	41,725	435,658	4.1	6.2	2.1	4.7
北 陸	360,677	606,424	217,173	1,184,274	12.9	13.6	10.8	12.8
関 東	614,141	528,498	-2,531	1,140,108	21.9	11.9	-0.1	12.3
西 関 東	300,504	189,818	-250	490,072	10.7	4.3	-0.0	5.3
東 関 東	313,637	338,680	-2,281	650,036	11.2	7.6	-0.1	7.0
奥 羽	719,455	1,028,138	337,283	2,084,876	25.7	23.1	16.8	22.5
西 奥 羽	218,670	390,017	235,691	844,378	7.8	8.7	11.8	9.1
東 奥 羽	500,785	638,121	101,592	1,240,498	17.9	14.4	5.0	13.4
全 国	2,802,798	4,458,474	2,002,457	9,263,729	100.0	100.0	100.0	100.0

資料: 菊池利夫『新田開発』上巻, p.137.

年もの開発衰退期に開発された新田高は86万石, この間の総石高の増加率は2.9%にすぎない。

次に, これを地域別にみよう。第7表にみるように, 17世紀後期に開発された新田の3/4は東日本において開発されている。奥羽の新田開発高は西日本全体のそれとほぼ等しく, 関東もまた全国の20%を占めていた。18世紀に入ると, 新田開発は次第に東日本から西日本へとその中心を移行させ, 新田開発高の分布は東日本が60%,

西日本が40%の割合となった。この開発中心の西漸傾向は幕末期に一層進展して, 新田開発高の60%を西日本が占めるに至り, 東西の地位は逆転したのである。これは, 17世紀後期に新田開発がきわめて顕著に関東および東奥羽へ集中して行なわれていたものが, 18世紀に入ってから次第に九州および南四国へとその重点を移行させたことによるものである。すなわち, 全国の新田開発高に占める地域のシェアは, 九州では前期の4%

第8表 地域別村落数, 1645~1873年

	村 落 数				村落数増加率 (%)		
	1645年 正保2年	1697年 元禄10年	1830年 天保1年	1873年 明治6年	1645~1697年	1697~1830年	1830~1873年
西 日 本	25,978	28,007	28,167	30,866	7.8	0.6	9.6
九 州	7,122	7,337	7,433	8,214	3.0	1.3	10.5
四 国	2,630	3,329	3,335	3,681	26.6	0.2	10.4
南 四 国	880	1,531	1,531	1,661	74.0	0.0	8.5
北 四 国	1,750	1,798	1,804	2,020	2.7	0.3	12.0
山 陽	2,744	3,021	3,100	3,808	10.1	2.6	22.8
山 陰	2,258	2,299	2,318	2,418	1.8	0.8	4.3
近 畿	11,224	12,021	11,981	12,745	7.1	-0.3	6.4
東 日 本	29,481	34,987	35,405	38,870	18.7	1.2	9.8
東 海	3,935	4,424	4,463	4,956	12.4	0.9	11.0
中 央 高 地	3,899	4,591	4,470	4,567	17.7	-2.6	2.2
北 陸	7,332	8,657	8,741	10,750	18.1	1.0	23.0
関 東	9,084	10,522	10,788	11,044	15.8	2.5	2.4
西 関 東	4,088	4,879	4,940	5,052	19.3	1.2	2.3
東 関 東	4,996	5,643	5,848	5,992	13.0	3.6	2.5
奥 羽	5,231	6,793	6,943	7,553	29.9	2.2	8.8
西 奥 羽	2,032	2,763	3,255	3,480	36.0	17.8	6.9
東 奥 羽	3,199	4,030	3,688	4,073	26.0	-8.5	10.4
全 国	55,459	62,994	63,572	69,736	13.6	0.9	9.7

資料: 菊池利夫『新田開発』上巻, p. 138.

から幕末期には30%へ、また南四国でも同じく2%から10%へ上昇したが、関東では21%から0%へ、東奥羽でも17%から5%へと激しく低下した。ここで注目されるのは、西奥羽のシェアが前期には7%であったものが、幕末期には11%とかえった上昇していることであろう。本州の中央部を占めるその他の諸地域では明瞭な傾向は認められないが、その中にあって近畿の石高増加率は終始きわめて低率であった。

今度は、第8表によって村落数⁵⁰⁾の増加傾向をみよう。村落数は17世紀後期に7,535村(13.6%)、幕末期に6,164村(9.7%)と大幅な増加をみせたが、中期における増加は僅の578村(0.9%)にとどまり、きわめて低調だった。これをさきの石高増加率とくらべてみると、少なくとも全国的傾向としては、前後の両期では、2つの増加率は相互によく見合っているのだが、中期ではそのバランスが著しく崩れている。中期に村落の増加がまったくとまってしまったのは、西奥羽の494村(17.8%)増を唯一の例外として全国的傾向であり、東奥羽・中央高地・近畿など一部の地域では村落数の減少すらみられた。

中期と後期については、新村と廃村とが別々に計上されている。第9表はこれを整理して掲げたものである。全国の廃村は中期が1,511村、幕末期が1,286村となっていて、数の上では大差はないのであるが、その地域分

布には著しい変化が現われている。すなわち、中期においては東日本の廃村が全国の廃村総数の2/3を占め、西日本の廃村の約80%は近畿に集中していたのであるが、幕末期においては廃村総数の60%近くが九州によって占められている。また、全国的に新村の多かった幕末期のケースについては勿論のこと、中期においても近畿と北陸の両地域については、廃村も多かったがまた新村も多かったという特徴を指摘することができる。これに対

第9表 地域別村落の増減, 1697~1873年

	1697 ~ 1830年			1830 ~ 1873年		
	新 村	廃 村	差 増	新 村	廃 村	差 増
西 日 本	634	474	160	3,696	997	2,699
九 州	147	51	96	1,535	754	781
四 国	18	12	6	375	29	346
南 四 国	0	0	0	130	0	130
北 四 国	18	12	6	245	29	216
山 陽	81	2	79	708	0	708
山 陰	57	38	19	176	76	100
近 畿	331	371	-40	902	138	764
東 日 本	1,455	1,037	418	3,754	289	3,465
東 海	70	31	39	493	0	493
中 央 高 地	92	213	-121	110	13	97
北 陸	368	284	84	2,024	15	2,009
関 東	349	83	266	453	197	256
西 関 東	114	53	61	283	171	112
東 関 東	235	30	205	170	26	144
奥 羽	578	426	152	674	64	610
西 奥 羽	567	73	494	232	7	225
東 奥 羽	11	353	-342	442	57	385
全 国	2,089	1,511	578	7,450	1,286	6,164

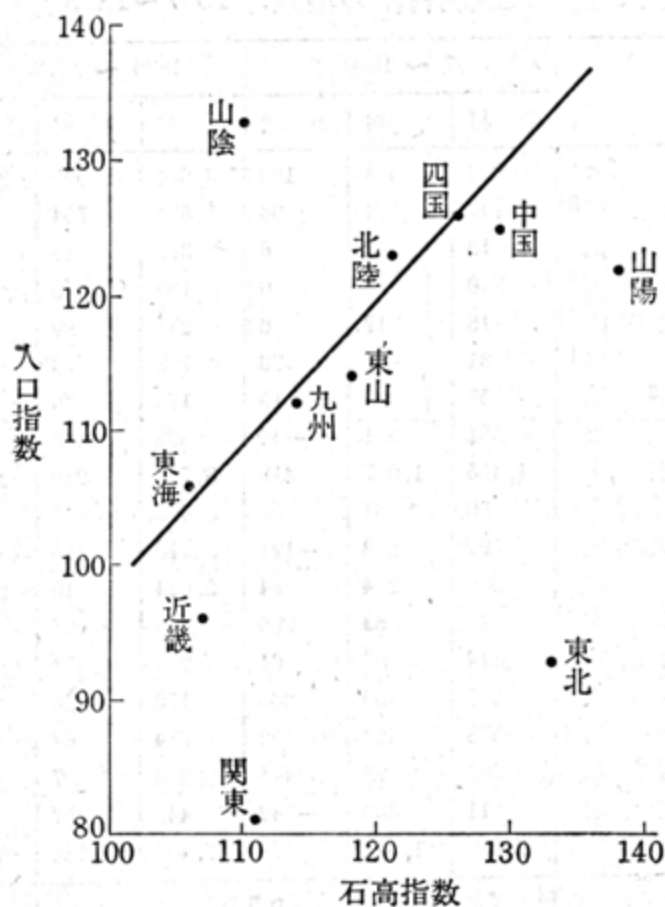
資料: 菊池利夫『新田開発』上巻, p. 138.

50) 菊池氏の原表には算術上の矛盾が散見されるので、できるだけ訂正しておいた。これは第9表の新村・廃村統計についても同じ。

して、東奥羽と中央高地の両地域では、廃村の数が新村の数を大幅に上廻っていて、村落数は東奥羽では8.5%、中央高地では2.6%も減少している。この事実に基いて、次のような推論も可能のように思われる。すなわち、近畿・北陸などの廃村は村落の合併によるものが多く、東奥羽などの廃村は飢饉・洪水・噴火などの災害による人口の離散減少が原因となっておきた廃絶村を多く含んでいた、と考えられよう。そうだとすると、東奥羽の石高がこの時期に1/3も増加したというのは外見上のことであって、新田の開発も多かったけれども、それとやらんで公式の石高記録には現われることのない耕作の放棄された田畑も決して少なくはなかったとみるべきであろう。

1721~1834年の期間の人口指数と1697~1830年の期間の石高指数を対比すると、第7図のようである。人口データと石高データとでは地域の区分に若干の差異があると推定されるので、比較はごくおおまかなものと承知されたい。図によると、四国・北陸・東山・九州・東海の5地域はほぼ直線に沿って分布しており、人口の増加と石高の増加の間には予期のごとく正の相関があることを示している。しかし、山陽と山陰の位置は著しく左右に飛び散って、上述の相関を大きく攪乱している。資料の欠陥によって外見上そうなったのか、何か然るべき実態上の理由あってのことなのか、一切不明だが、試みに山陽と山陰とを統合して中国とすると、中国の位置は四国のそれに近い。また、関東・東北の冷害地帯がここで一般的傾向に対する例外地域として現われたのは、むしろ

第7図 石高増加と人口増加



る飢饉の効果をたんで示すものとして歓迎されるのである。

V. 畿内の経済変動

近畿とくに畿内の人口が享保以降ほとんど停滞状態に終始していたことについては、いくつかの要因があったに違いない。新田開発の不振はそのもっとも有力な要因のひとつであろう。しかし、新田開発の不振だけで説明できるものではないこともまた確実である。前掲の第7図は明らかに他の要因の作用を暗示していると解されるし、大阪三郷の町方人口の1765年(明和2年)以降の減少は新田開発の不振をもってしては到底これを説明するものではない。それでは、畿内の人口停滞に関して他の有力な要因として一体何が考えられるのだろうか。以下、これについてひとつの仮説を述べてみたいと思う。

経済発展の最先進地として一般に承認されている畿内でとくに人口の停滞がおきたということは、一見いかにも不可解な現象のように思われるかもしれない。しかし、よく考えてみると、これを不可解な謎とみることに、少なくとも2点において問題の立て方に疑問があるように思われる。本来、先進地とはすでに到達され、実現された水準が相対的に高い地域のことなのであるから、経済発展の最先進地であるということは、必ずしも現に進行中の経済成長が速いということの意味しない。水準が高いということと成長が速いということは、本来まったく別の事柄なのである。したがって、予め畿内経済の成長を前提して問題に立ち向わねばならない必然性はないのである。また、第2に人口の趨勢を規制する要因として有力なのは、水準の高さであるよりは、むしろ成長の速さであることに思いをいたすべきであろう。

ここにおいて、われわれの仮説は畿内における経済成長の鈍化・経済の停滞・経済の後退ということになるわけだが、こうした仮説を支持するような事実が果して認められるだろうか。これを次に検討しよう。

17世紀は市場経済が全国的に拡大し発展し行く過程であり、大阪は市場経済の全国的中心地となったのだから⁵¹⁾、大阪の経済成長はかなり高かったに違いない。これを直接に示す統計資料はえられないが、記録にみられる多くの情報はこの想定を支持している。例えば、正徳年間(1711~15年)に大阪には問屋(干鯛問屋を除く)が5,655軒、諸商売仲間(呉服仲買を除く)が8,765軒、そ

51) 中井信彦『幕藩社会と商品流通』1961年、とくに第3章「幕藩的流通の確立過程」を参照。

の他油・醤油・質屋・宿屋等が2,343軒あったと記録⁵²⁾にみえているが、これだけの店舗が17世紀の初からすでに活動していたとは考えられない。仮に、元和の大阪城攻防戦の戦禍で大阪の市街が全滅したとすれば、平均して年間167軒の商店の純増があったことになる。

第10表 大阪への商品入荷量指数
(文化・文政期=100)

	1736年 (元文1年)	1840年 (天保11年)
米	67	72
塩		82
炭	28	73
毛綿	15	38
実綿	11	65
繰綿	2	67
蠟	7	60
紙		64
瀬戸物		30
銚子		75
鉄		42
藍	53	106
石		65
吹銅	305	49
獣皮		72

資料：安岡重明「大阪の発達と近世産業」(『日本産業史大系』近畿地方篇所収) p.120

問題は18世紀以降にあるわけだが、安岡氏の研究⁵³⁾によると、大阪への商品入荷量は文化・文政期を100とする指数で1736年(元文1年)および1840年(天保11年)には第10表のようであった。これによると、18世紀に米は1.5倍、炭は3.5倍、毛綿は6.6倍、実綿は9.3倍、繰綿は42倍、蠟は13倍、藍は2倍に入荷量が増加している。吹銅が1/3になったのが唯一の減少項目である。ところが、19世紀になると、18世紀に著増をみせた商品入荷量は全般的に減少に転じた。米は28%、塩は18%、炭は27%、繰綿は33%、蠟は40%、紙は36%、瀬戸物は70%というように軒なみ減少した。増加したのは藍だけである。

19世紀に入荷量が全般的に減少した原因は、安岡氏によれば大阪打越荷物の増加と諸藩の専売制の影響である⁵⁴⁾。市場経済が発展するにつれて、諸国の商人は大阪商人の手を経由することなしに相互の間で直接取引を盛んに行なうようになってきた。そのため、諸国における商品生産の発達がかつては大阪への商品入荷量の増加につながっていたものが、今度は諸国における商品の取引が盛んになれば盛んになるほど、大阪への商品入荷量は

かえって減少するという傾向が出てきたのである。これを大阪打越荷物の増加というのであるが、それは明らかに市場経済の全国的発達の結果である。

諸藩が国産の領外移出を独占した例としては、木綿(姫路・名古屋・亀岡藩)、砂糖(高松・鹿児島藩)、蠟(山口・熊本・宇和島藩)、紙(高知・山口・宇和島・大洲・佐土原・肥前・岩国・津和野藩)、藍(徳島藩)、生糸(郡上藩)など多くの事例⁵⁵⁾を挙げることができる。そうした諸藩のなかには、文政頃からその専売商品を大阪を避けて直接江戸に出荷するものが現われてきた⁵⁶⁾。その大阪商業に与えた打撃は、諸国の名産品の大量出荷であるだけに、諸国商人による大阪打越荷物よりもはるかに大きかった。

かようにしておきた大阪商業の衰退の影響は、経済の自然なメカニズムを通して、また商業衰退対策として打出された産業・流通統制を通して、大阪周辺の畿内農村に波及して行った。畿内農村は市場経済が発達してただけに、その波及効果も一層きびしかったであろう。

以上の検討によって、19世紀前期に畿内経済はその衰退期に入ったことが明らかとなった。そうだとすると、17世紀の経済成長期に続き、19世紀前期の経済衰退期に先行する18世紀の畿内経済の動向はどのようなものであろうか。安岡データによれば、大阪への商品入荷量は1736年以降著増している。しかし、これをもって商品入荷量のピークを文化・文政期と断定することはできない。18世紀後期の入荷量が文化・文政期のそれを常に下廻っていたといえるかどうか、今日までのところではまだ明らかになっていないからである。しかし、この問題を検証するに足る直接の統計はえられないにしても、間接的推定を可能ならしめる材料がまったくないわけではない。八木氏が畿内における菜種・綿・肥料・米の流通統制を詳細に分析して、次のような興味ある結論を示されているのは、この問題との関連においてすこぶる示唆的である。

「18世紀の前半期にはなお、統制の強い菜種についても、せいぜい郷町ならびに農村加工業地帯の加工業を直接の対象にして、幕府の抑圧的統制が加わったにとどまる。……この時期には、幕府の関心はなお隔地間流通のみに向けられ、大阪周辺における商品的農業生産や一般農村の流通に対して、統制が直接的に加えられることはなかったのである。」⁵⁷⁾と自由競争が18世紀前期には支配的であったことを示し、次に「小商品生産的経営の広範な発展、農民的商品流通の拡大がみられ、在郷商人の活動も激しくなる18世紀後半期、ことに明和・安

52) 安岡重明「大阪の発達と近世産業」(『日本産業史大系』近畿地方篇 1960年所収) pp. 112~113.

53) 安岡, 前掲論文。

永に至ると、この動きに対抗して都市商人の株仲間結成が進み……とくに寛政期以降、大阪の株仲間は自己の独占権を大阪周辺農村に向って本格的に強く主張するようになる。⁵⁴⁾事態の変化を指摘し、その原因として「事情は菜種・綿・米それぞれ異なるが、一般に18世紀後半期には局地内の農民的商品流通はもはや在郷商人によってなされるようになった。そして株仲間機構=領主的商品流通機構の外にあって、いっそう伸びようとしていた。このため幕府・都市特権商人は、この動きに対処して独占権を確保する必要を痛感し、ついに一般農村、在郷商人に対して統制を強化する挙に出たのであった。⁵⁷⁾とされている。

この八木氏の結論をわれわれの問題に則していいかえれば、次のようであろう。大阪の商業活動が順調に成長している間は、流通統制もほとんど行なわれなかったし、

またその必要もなかった。ところが、大阪の商業活動がようやく停滞したすと、今度は大阪商人の間で株仲間の結成も進めば、また畿内農村への流通統制も強化されるようになってきた。八木氏によれば、こうした商業政策の転換は明和・安永期におきたという。大阪の町方人口が明和2年(1765年)の42万をピークとして以後減少に向ったことはすでに述べたところであるが、この2つの転換が時期的にまったく一致している事実は、たんなる偶然の一致とは考えられない。そうだとすると、われわれは畿内人口の停滞をもたらした有力な要因として大阪を中心とする畿内経済の18世紀後期以降における停滞ないしは衰退傾向を根拠のある事実として認めてもよいであろう。

〔日本経済第1部門*〕

54) 安岡, 前掲論文, pp. 123~125.

55) 堀江保蔵『国産奨励と国産専売』1963年, pp. 100, 106.

56) 堀江, 前掲書, p. 117.

57) 八木哲治『近世の商品流通』1962年, pp. 276~277.

58) 八木, 前掲書, p. 277.

59) 八木, 前掲書, pp. 277~278.

* 調査は梅村又次が担当した。